

令和3年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和3年12月17日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年12月17日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦

保健福祉課長 平田章浩 産業課長 長野了
建設課長 中村安宏 定住推進課長 森下友幸
学校教育課長 塩澤由記弥

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

————— 一般質問

<議事の経過>

議長 (中根幸男君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。
発言するときは座ったままで、マイクボタンを押して、マイクの
正面から発言するようにお願いします。また、発言が終了したとき
にも、マイクボタンを押すようにお願いします。
それでは、日程に入ります。
日程第1、一般質問を行います。
通告の順番に発言を許します。
3番、佐藤明孝君。
登壇願います。
質問は、一問一答方式です。

3番議員 (佐藤明孝君) 3番、佐藤明孝です。今から一般質問をい
たします。よろしくお願ひいたします。
質問事項は、IT (Wi-Fi) の利用促進についてございま
す。
質問の要旨をお読みします。
現代におけるIT産業の進化については、めざましいものがあり
ます。パソコンの普及はもとより、スマホ等の携帯可能な電子機器

により、インターネットと共に人々の生活が成り立っております。

学校生活においても、生徒個々にタブレット端末が貸与され、これからは、授業がこれらの電子機器の活用によって進められる状況です。

また、これからの時代は、情報をいかに早く収集するかで、生活の基盤も変化するものと思います。身近なIT活用に、Wi-Fiがあります。Wi-Fiは、既に園田防災センターや一宮防災センター及び飯田防災センター等、公設の施設に整備されていると聞いております。

ただ今から、以上申し上げましたIT利用推進について、お伺いをいたします。

質問の趣旨一点目、町民の方々に対し、どのようなIT利用推進を図るのか。また、どのようにフォローするのか。

二点目、既に整備されているWi-Fi設備の有効利用方法はどのようにするか。

三点目、小学生や中学生に貸与されているタブレット端末を個々が自宅に持ち帰って、Wi-Fi設備済施設で有効利用できると考えるが、どうか。

四点目、今後、当局として町民に知ってもらう方策等はあるか。

以上、四点について答弁を求めます。以上でございます。

議 長
町 長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) 佐藤議員の「IT(Wi-Fi)の利用促進について」のご質問にお答えします。

一点目の「町民の方々に対し、どのようなIT利用推進を図るのか。また、どのようにフォローするのか。」について、申し上げます。

IT利用推進におけるWi-Fi(公衆無線LAN)の整備につきましては、第9次森町総合計画の基本の柱の3に「活力・情報発信」を掲げ、「町の魅力や情報を広く効果的に発信するまちをつくる」の基本方向のもと、施策の方向として、「情報通信基盤の整備」

を掲げ、施策の内容を「公衆無線LAN（Wi-Fi）を整備し、住民サービスの電子化を促進するほか、災害時等の通信手段の確保」「マイナンバーカードの利用基盤の整備（コンビニ交付、図書館カード利用など）を推進」としております。このため、公共施設無線LAN（Wi-Fi）設置事業やマイナンバーカードの普及に努めております。

また、町民へのフォローにつきましては、町内全域の各家庭で無線LANが利用できる環境を整えるため、民間事業者単独では整備が困難であった三倉・天方地区を対象に、令和元年度において、民間事業者が光ファイバを整備する「高度無線環境整備推進事業」に補助をいたしました。このことにより、ほぼ町内全域の世帯において、光ファイバを利用した無線LANの利用が可能となっております。

二点目の「既に整備されているWi-Fi設備の有効利用方法は」について申し上げます。

Wi-Fi（公衆無線LAN）の整備につきましては、先程申し上げましたとおり、町の総合計画において公衆無線LAN（Wi-Fi）を整備し、住民サービスの電子化を促進するほか、災害時等の通信手段の確保を進めることとしております。これに基づき、すでに公衆無線LANを設置済みの町民生活センター以外の公共施設に公衆無線LANを設置するために、平成30年度に総合体育館、役場本庁舎、文化会館、町立図書館の4施設に公衆無線LANを設置いたしました。令和元年度には、「避難所等公衆無線LAN整備事業」により、三倉総合センター、旧三倉小学校、旧泉陽中学校、旧天方小学校、森中学校、森小学校、一宮総合センター、宮園小学校、旭が丘中学校、園田総合センター、飯田小学校、飯田総合センターの12か所の避難所等に公衆無線LANの設置を行いました。令和2年度には、保健福祉センターのロビーと望月プラザ大広間に公衆無線LANを設置しております。

また、今年度におきましては、旧周智高校機械実習棟に設置する

ことにしておりますので、町内19施設において公衆無線LANの利用が可能となる見込みです。

公共施設への公衆無線LANの設置目的は、災害発生時における避難所等で必要な情報伝達手段の確保を目的として設置したものであり、避難所等に設置された公衆無線LANは、各拠点共通で接続できるものとなっており、平時においては、観光情報の取得や教育活動での利用を想定したものとなっております。

議長 (中根幸男君) 比奈地教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) 三点目の「小学生や中学生に貸与されているタブレット端末を個々が自宅に持ち帰って、Wi-Fi設備済施設で有効利用できる」と考えるが、どうか」とのご質問に、私、教育長から申し上げます。

議員ご承知のとおり、小中学校のICT機器の整備につきましては、国のGIGAスクール事業により、令和2年度、3年度において「通信ネットワーク」と「児童生徒の1人1台タブレット端末」が整備されました。学校での学習において、タブレット端末で写真を撮って授業の中で活用したり、児童生徒個々の意見を画面上に表示し、学級全体で共有してお互いの意見にコメントをつけたりするなど、これまで以上にICT機器を活用した教育活動を実践しているところでございます。

また、コロナ禍による学校休業等の際には、家庭においてオンラインで学習する機会を想定してタブレット端末を学校へ持ち帰り、通信環境のテストを兼ねて自宅で学習するなど、タブレット端末を利用した家庭学習について、学校ごとに準備をすすめております。

この取組を通して、保護者の家庭のWi-Fi環境の状況を確認したところ、97.4パーセントの家庭がWi-Fiを利用できる状況であることを確認しております。なお、Wi-Fiが利用できない家庭においてはモバイルルーターの貸し出しを計画しています。

タブレット端末の学校からの持ち帰り学習につきましては、家庭での学習を基本と考えておりますが、森町図書館での学習や長期休

業中における文化会館の学習室等での学習におきましても、Wi-Fiの使用が可能でありますのでタブレット端末を利用して学習することが可能でございます。

今後もタブレット端末等を効果的に活用し、「子供たちが主体的に取り組める授業」「一人一人の能力や特性に応じた学び」「子供たち同士が教え合い学び合う学び」を推進するために、教育委員会として支援をしてまいりたいと考えております。

申し訳ございません。答弁の中での修正をさせていただきたいと思っております。

コロナ禍における学校の休業等に際してというところの答弁でございますけれども、タブレット端末を「家庭」へ持ち帰りということでございますので、ご了解ください。

議 長 (中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) 四点目の「今後、当局として町民に知ってもらう方策等はあるか」についてであります。町では、現在、自治体DX推進として窓口で行っている手続きをスマートフォンなどから行えるように電子申請の準備を進めております。電子申請等対応が可能となった場合には、広報やホームページ、LINEなどを通じて広く周知をしてまいりたいと考えております。

また、公衆無線LAN設置済の施設での利用案内につきましては、今後、各施設に使用時の注意事項も含め、公衆無線LANが利用可能であることの掲示を行っていくこととし、学校体育館につきましても各学校と協議をし、掲示を進めてまいりたいと考えます。さらに、ホームページや広報もりまち等を通じて、公衆無線LAN設置の周知や利活用の促進を図ってまいりたいと思っております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長 (中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) ただ今の答弁、本当に真剣に聞かさせていただきました。今のご答弁の内容につきまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、既に設備されている公衆、いわゆるフリーW i - F i。これについては19施設で利用が可能と、このようになっておりますけれども、先ほどの町長の答弁の中に、今後町民に対する周知については、いろんな手段を持って行うというお話だったのですが、これは全て使える施設に対して、そのような周知を行うという解釈でよろしいでしょうか。

議 長 (中 根 幸 男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村 松 成 弘 君) 総務課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

現在、町長の答弁にもありましたように、19施設に設置、整備をするような形で進めております。現在、町のホームページにおきまして、公衆無線LANを使用できるというような案内はしておりますけれども、実際に会場に行ったときにそういう表示があるかどうかというところにつきましては、表示がされていないところもありますので、そういったところに利用案内というか、そういった使用が可能であるという表示をしていきたいと考えております。以上です。

議 長 (中 根 幸 男 君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐 藤 明 孝 君) この19施設に対しては、使えるような利用申請をする場合につきましても、今までは窓口でやられていたのが、今度はスマホでもできるようになるというお話だったのですが、これは例えば申請、ユーザー登録、若しくはパスワード等こういったものを申請するについては、この19施設全てに共通したパスワードとかユーザー登録、こういう形で済むということでしょうか。

議 長 (中 根 幸 男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村 松 成 弘 君) 総務課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

この公衆無線LANの仕様につきましては、まず最初にメールアドレス等で最初の認証を行っていただくと。そうすることによって、この公衆無線LAN、W i - F iが使用できるような形になります。以上です。

議長 (中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。
3番議員 (佐藤明孝君) それでは、今のお話もしっかりと聞かさせていただきます。

次に、3番の質問についてお話を伺いたと思います。

先ほど97.4パーセントということにつきましては、これはアンケートの結果による97.4パーセントと、このように解釈をいたしますが、これは全て森町内にございます中学校、そして小学校に対するまとめの結果でございましょうか。それをちょっと確認したいと思います。

議長 (中根幸男君) 塩澤学校教育課長。
学校教育課長 (塩澤由記弥君) 学校教育課長です。ただ今の佐藤議員の各家庭におけるWi-Fiの環境についての数値についてご質問がございました。

現在、各小学校、中学校におきまして、家庭でインターネットを介して学習するという、タブレットを使って学習するというようなことを想定しまして、各学校から家庭へタブレットを持ち帰って学習して、学校に持ち帰るという取組をしております。

それぞれの学校で、今年度につきましては初めての取組でございますので、まずテスト的に持ち帰りを行い、各家庭でインターネットに接続して学習ができるかどうかというような実践を兼ねて調査をしております。

その中で、当初アンケートでやったものと実践を通じて、インターネットで対応ができた家庭、それらを結果として合計いたしますと、97.4パーセントのご家庭がWi-Fiを使っての学習ができたというような結果となっております。以上です。

議長 (中根幸男君) 3番、佐藤明孝君。
3番議員 (佐藤明孝君) ただ今の97.4パーセントは、もう既に設備等されているというような解釈でございます。しかし、残りの2.6パーセントのご家庭につきましては、未だ装備されていないと。それについてはモバイルルーター等を貸し出して、それにとって充て

てもらおうということですが、このモバイルルーター等を貸し出すについては、有料になるのでしょうか。例えば無料で貸し出す。どちらでしょうか。

議 長
学校教育
課 長

(中根幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の佐藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの調査の結果で、W i - F i が今の現状で利用できない内に、今年度中に各家庭において整備をする予定の家庭が7件、それとその予定もないよという家庭が15件ございます。そのようなご家庭につきましては、ご案内のとおりですが、モバイルルーターを貸し出して利用いただくと。今年度につきましては、まず初めての取組でもございますので、まずはどこのご家庭でも利用をまずするということが目的としてございますので、通信料も含めまして無料としてモバイルルーターを貸し出すというような計画でございます。以上です。

議 長
3 番議員

(中根幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) ただ今の塩澤学校教育課長のお話を聞かせていただいて、非常に有り難く思いました。全て無料で貸し出すということで、要保護世帯とか、困窮世帯とかのことも考えたうえでの施策等と、このように考えます。非常にそこら辺はいいじゃないかなと、このように感じます。

そしてもう一点、先ほど教育長のお話の中で、タブレット等については非常に効果的なものであると、生徒が学ぶについては非常に良いと、このようなお話だったのです。しかしながら、このタブレットというのは、基本的にはいわゆる閲覧を主には目的とするものじゃないかなと、このように考えております。従って、このタブレットをいわゆる教育に使うというこの点については、どんなところまでタブレットを使用するのか。例えば、本来ならば授業というのは、対面授業というのが基本的なものだと思います。その対面的なものについては、どういうところで線を引くのか、また区別をする

のか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 比奈地教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) 佐藤議員の再質にお答えをしたいと思いません。

今ご指摘になりました、まさに効果的というのが、ICT機器の利用に際してのキーワードでございます。今、佐藤議員がおっしゃいましたように、学校等については対面授業というのが、今のところというか、これからの令和の教育の中での動きの中においても、基本的なスタンスは学校の中では対面授業というのがあります。ですが、その効果的という部分について、例えば今の世の中でいいますと、休校になったときの学習保障、又は休んでいる子供の自力学習のため、又は社会科の調べ学習のための利用というようなことで、要するにその学習の目的に応じて、これを使った方が効果的だよというときは、これをどんどん使っていくということでございます。

例を挙げますと、これはWi-Fi云々では関係をするかしないかあれですけども、一昨日から、12月の9、15、16日で北海道森町とのオンラインの授業で交流会をしました。そのときにおいても、子供たち全てでございませませんが、そのタブレットを使って資料を提示したり、子供とのやりとりをしたというようなところでございます。先ほど議員言いましたように、要するに心と心の通い合いというですか、人間力を高めるためには人との対面というのを重視して、それを基本としておきますけども、それをどの場面で使ったら効果的かという部分については、それぞれの学校が研修テーマを設けたりしておりますので、それに沿った利用の仕方を行っております。

ですので、間違えてはいけないのが、これから全てがタブレットになるということじゃございませんので、その点についてはご理解をください。

議長 (中根 幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤 明孝 君) 今の教育長のご答弁、本当に聞き入ったところでございます。本当にまさにそのとおりだと思います。

そしてこのタブレットについて、もう1件お伺いします。これからは、本当に個々に持ち帰ってという方向にある意味進むと思いますけれども、この持って帰る、また持って学校へ登校する。この道路過程における、例えばタブレット等の破損とかそういったものに関しては、身のまま持ち歩くのか。例えば、何らかの防護的なものに入れて持ち歩くのか、そういった点について。

また、防護的なものに入れて持ち歩きますよと言った場合については、その入れ物についても、学校側なり教育委員会なりで準備するのか。それを最後にお聞きしたいと思います。

議 長
学校教育
課 長

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えいたします。

現在ご案内のとおりですが、家庭において学習するために、学校にあるタブレットをご家庭に持ち帰って学習するというような試みを始めております。その中で活用のルールといたしまして、やはり持ち帰るたびにタブレットが壊れても困りますので、その際の持ち帰るルールとして、登下校中はタブレットをカバンから出さないでありますとか、雨が降ったときにはタブレットが濡れると故障するので十分タオルでくるむとか、注意してくださいとか、なくしたり、盗まれたり、落として壊したり、水で濡らしたりしないように気をつけてくださいとか、いろいろなことを想定して、約束事と言いますか、学校と家庭で共有して使用する際のルールを文章として共有理解をしたうえで、スタートをしております。

また、各家庭におきましても、やはりタブレットは高価な物、導入の際に1台6万5,000円ほどしておりますので、かなり心配されると思いますか、故障とか壊されることを心配される声も確かにございます。ただ、やはりこれは学校の学習機器の一つとして導入したもんですから、もう当たり前の道具としてぜひ活用いただきたいと考えておりますので、例えば故意にお子さんが壊した、投げたしまうとか、踏んじゃうとかということにつきましては、各ご家庭で修

理をしてもらうというようなことで考えておりますけども、それ以外のことで壊した場合は、学校の機器でありますので、また学校側若しくは町側で修繕をするというように考えております。

また、各保護者から故障の際の例えばタブレットを壊した場合の補償でありますとか、何かありませんかというようなことも、意見として聞いております。学校におきましては、入学説明会と学年集会等で保護者の皆さまがお集まる機会に、P T Aの連絡協議会で、こども総合保障制度というような保険もございますので、そのような保険はタブレットだけではなくて、日常学校生活若しくは家庭においても怪我とか事故とかそういったものも含めてですけれども、物を壊したということも保障の範囲となっておりますので、そういった制度がありますよということでお知らせをしております。

それと、持ち帰りの際のケースと申しますか、どのようなことで持ち帰るかということがございます。先ほどのルールの中では、基本的にこのカバンに入れて持って帰ってくださいというようなルールはございませんで、やはり個々が十分注意して家庭に持ち帰っていただくというようなルールにしてございますけれども、学校においてはやはりそれでは心配なので、学校の中で皆さんそれぞれタブレット用の袋を揃えて準備してある学校もございます。ただ、森町として全ての学校が統一的に同じような鞆で持ち帰るような袋としては準備してはございません。以上です。

議 長
3 番議員

(中 根 幸 男 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) ただ今の教育課長のご答弁、非常に内容が濃く良かったと思います。ただ今おっしゃられた内容等を、やはりタブレット等で一斉送信していただくということをしていただければ、余計に生徒さんなり親御さんなりにも周知できるじゃないのかなど、このようにも感じます。そういった点も、またご検討を願えればと思います。3 番については、以上で終わります。

そして、4 番についてお伺いしたいと思います。先ほどの町長の答弁の中で、この無線LAN等フリーW i - F i 等、サービスのな

ものについて、まさに住民に対するサービス若しくは防災関係に期するものということでお話を伺いました。そして、施設19か所もいろいろ話を聞いておりますが、例えばその中に天浜線の駅とか、森掛川インター若しくは森スマートインター等、こういったところにも観光的な目的を持ってW i - F i を飛ばすというお考えはないか伺いたいと思います。

議 長 (中 根 幸 男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村 松 成 弘 君) 総務課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

町では、町の公共施設に対して公衆無線LANの設置をしてまいりました。議員ご提案の天竜浜名湖鉄道森駅であるとか、新東名のインター、サービスエリアであるとかといったところにつきましては、事業者の方に設置等を考えていただければと思っております。以上です。

議 長 (中 根 幸 男 君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐 藤 明 孝 君) ただ今の総務課長のお話、確かにごもっともだと思います。しかしながら、この森町を発展させるためには、住民サービスを第一に捉えて、あと防災的なもの、そして観光的なものというところも、重要視をしていただきたいと思います。森町というところは、非常に良い施設が揃っております。また、神社仏閣等も大変良いものが揃っております。森町そのものをアピールするためには、こういったものを最大限利用して周知を図る。また、町外の人々にもそういった内容を知ってもらえるという意味からすれば、かなり有効な手段ではないのかなと、このようにも考えます。確かにそういった施設を現実に管理されている業者さん等がやっていただくというのが、確かにそのとおりだと思いますけれども、当局からそういった内容をまた働きかけていただければと思います。

そして一点。天浜線の乗降客が一番多いというのは、おそらく森町の駅ではないのかなと考えます。従って、天浜線五つの駅全てにではなくて、例えば今話したような観光的な面とかということを考

慮すれば、天浜線の森駅ここ1か所だけに飛ばすということも有効なものじゃないのかなど、このようにも考えます。ちなみに、これはかなり前の話ですが、JR袋井駅はラグビーのワールドカップが行われたときには、外国人向けにフリーWi-Fiを飛ばしていたというお話も聞きました。これにつきましては、それらが終了して、今現在はストップしております。従って、森町というところはやはり観光的な面でも、これからはかなりPR次第では伸びるところだと思いますから、ぜひそういったところも考慮願えればと思います。その点についてお考えを伺いたいと思います。

議 長 (中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 佐藤議員から天浜線、特に天浜線の遠江森駅にWi-Fiを町として設置すれば、より森町を知っていただける手段になるではないかというご提案がございましたが、先ほど総務課長が答弁をいたしましたように、町として設置をするのは、町が所有する公共施設であるというのがまず大前提でありまして、それ以外のところについては、それぞれ事業者が設置をしていただく。あるいは既に設置をされているかもしれませんが、今私はそこは確認できていませんけども、じゃあ天浜線の森駅にどういう目的で町が設置するのか、もっと人が集まる場所があるのではないかと、町内の事業者において。ということを考えますと、町がやるべきことは公共施設にWi-Fiを設置するとともに、民間の事業者が設置しているWi-Fiもそうですけども、いかに情報を提供するか、発信するかということではないかと思います。その情報を受信をする機会、機会というのはチャンスの方、であるとかを、町は提供する。それを取得するかどうかは、そのお一人お一人の環境にもITの環境にもよりますし、また事業者の環境にもよると思いますので、町としては公共施設に設置をし、そして有効な、有意義な情報発信をしていくというのが、町の役割ではないかと考えております。

議 長 (中根幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝 君) ただ今の町長の答弁、本当に感じ入ったと

ころでございます。全くそのとおりで、ただし、これからの将来的な森町のことを考えれば、やはりそこの施設を管理している事業者という方が、それなりの方策を講じて役立てるというのは確かにそれが一時的なものだと思いますけれども、これからは、また町としてもそういうところをぜひそういった事業者等にお話等をしていただければと、このようにも考えます。

そして最後に、ちょっとお聞きしたいと思います。やはり今町長のご答弁の中にもありましたとおり、インターネットはまさに情報をいかに早く得るかというところで、やはり勝負が決まると思います。これにつきましては、今、ユビキタス社会というのがございます。ユビキタス社会。これは内容的には、いつでもどこでも何でも誰でもがインターネット等をはじめとしたネットワークに繋がることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活を豊かにする社会、このような形でございます。従って、これからの森町もまさにこういった社会を目指して取り組んでいければと、私もそのような考えでこれからは取り組みたいと思いますが、最後にこのようなところをちょっとお話をさしていただきました。以上をもって、3番佐藤の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

議 長

(中根 幸 男 君) 次に、7番、加藤久幸君。

登壇願います。

質問は、混合方式です。

7 番 議 員

(加 藤 久 幸 君) 7番、加藤久幸でございます。

通告のとおり、一般質問二問をさせていただきます。

アルコール検知器「白ナンバー事業者対象」義務化に対する今後の町の対応は。

飲酒運転が社会問題になっている。飲酒運転で人を死傷させるのは、過失ではなく故意の犯罪である。2021年6月28日に千葉県八街市で下校中の小学生5人が飲酒運転のトラックにはねられ、2人が死亡し、3人が負傷した事故は記憶に新しいところである。この事故を受け、警察庁は「白ナンバー」の事業者に対し、アルコール検

知器によるドライバーの飲酒検査を義務付ける道路交通法施行規則の改正案をまとめ、来年4月施行を目指すと聞いている。

これを受けて、町では職員に対する飲酒検査の義務化に向けた今後の取組について伺う。これは町長にお伺いをいたします。

二問目でございます。

自転車に乗る際、小中高生へのヘルメット着用率、町の現状は。

自転車事故の際に頭を守るヘルメット。道路交通法では、13歳未満の子どもの保護者に対し、ヘルメットを被せるよう努力義務を課しており、浸透しつつある。そうした中、13歳以上の中高生にも着用を促そうと、条例などで通学時に着用を義務付けたりする自治体もあると聞いている。警察庁によると、昨年自転車に乗っている事故で亡くなった人は、19歳以下の18人を含む419人。ヘルメットを被っていたのは、わずか14人で、被っていない人の56パーセントが頭を打っていた。子供にとって、自転車は移動の足として欠かせないだけに、命を守る町の取組について伺う。

一つ目としまして、小中高生ヘルメット着用率はどのようになっているか。

二つ目、ヘルメットを着用させるための町の取組は。

三つ目、ヘルメット購入に対する補助制度はあるか。

これについては、町長、教育長に質問をいたしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 (中 根 幸 男 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 加藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「アルコール検知器「白ナンバー事業者対象」義務化に対する今後の町の対応」について申し上げます。

これまで、有償で顧客の荷物等を運ぶ、いわゆる緑ナンバー車を保有する事業者に対して、アルコール検知器を使用したドライバーの検査が平成23年5月から義務付けられ、すでに運用が開始されてきました。

警察庁は令和3年6月の千葉県八街市での白ナンバートラックに

よる飲酒運転事故を受け、アルコール検知器による検査及びその確認内容の記録の保存等を、緑ナンバー車以外の白ナンバー車を保有する安全運転管理者選任事業者にも義務付けすることとする、道路交通法施行規則の改正を本年11月10日に行いました。

ここで言う安全運転管理者選任事業者とは、乗車定員11人以上の自動車を1台以上保有している事業者、または、その他の自動車を5台以上保有している事業者をいい、これに該当する場合は安全運転管理者を選任しなければならないとされております。

また、自動車を20台以上保有する場合は1名の副安全運転管理者の選任が必要となり、40台以上の場合は20台を増すごとに1名の副安全運転管理者の選任が必要となります。

令和3年12月現在、森町役場は52台の自動車を保有しており、安全運転管理者1名、副安全運転管理者2名の選任が必要な事業所となっております。森町役場では、安全運転管理者として総務課長、副安全運転管理者として総務課契約管財係長及び行政係長の2名がそれぞれ選任されております。森町役場も安全運転管理者を選任している事業所の一つであることから、今回の道路交通法施行規則の改正に合わせた対応が必要となってまいります。

今回の改正の具体的な内容は、令和4年4月1日からは運転者に対し、運転の前後に酒気帯びの有無を目視で確認し、その確認記録を1年間保存することとされました。また、同年10月1日からは目視確認のほか、アルコール検知器を用いた確認を行い、この確認記録を1年間保存すること、アルコール検知器を常時有効に保持することが義務付けられることとなりました。

なお、確認に用いるアルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば、特段の性能上の要件は問わないとされています。

今回の道路交通法施行規則改正への対応につきましては、今後、袋井警察署や袋井地区安全運転管理協会から詳細な情報の提供があらわれると思われまます。アルコール検知器等必要な機材の確保や運転者に

対する飲酒チェックの方法等、まずは情報収集に努め、法改正の施行日である令和4年4月1日に向け、遺漏なく実施できるよう具体的な対応等、準備をしてまいりたいと考えております。

議 長
教 育 長

(中 根 幸 男 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 次に、「自転車に乗る際、小中高生のヘルメット着用率、町の現状は」について、私、教育長から申し上げます。

ご案内のとおり、自転車は利便性が高く、身近な乗り物として年齢を問わず多くの方が利用している一方で、自転車に関連する交通事故も多く発生しております。自転車の事故は被害者にも加害者にもなり得ることから、自転車乗車時のルールやマナーを守ることは自分の身を守るだけでなく、他人を事故に巻き込まないことにも繋がりますので、小学校、中学校、高校において、自転車の乗り方やルール、マナー等について教える交通安全教育の機会を設けているところでございます。

静岡県では、自転車の安全適正利用を促進し、歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を平成31年に制定しています。自転車の安全適正利用につきましては、当条例の第9条において「児童及び生徒(中学生)は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない」「保護者は、その監護する幼児、児童又は生徒が道路で自転車を利用するときは、当該幼児、児童又は生徒に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」とされ、小学生、中学生の自転車通学時にはヘルメット着用の義務があり高校生には義務がないこと、小学生、中学生、高校生の自転車利用時のヘルメット着用について、保護者の責務があることが規定されております。

一点目の「小中高生ヘルメット着用率はどのようになっているか」についてのご質問でございますが、小学生につきましては自転車通

学はしておりませんが、放課後や休日時に自転車を利用している児童の様子を見ると、ほぼ全員がヘルメットを着用していると思われます。

中学生につきましては、旭が丘中学校・森中学校、両校全生徒数の82パーセントの369人が自転車通学をしており、通学時においては100パーセントのヘルメット着用率であることを街頭指導等において確認をしております。

高校生につきましては、町内にある県立遠江総合高校に問い合わせたところ、全生徒数の48パーセントの291人が自転車通学をしていますが、県条例においてヘルメットの着用が義務化されていないこともあり、通学時や放課後、休日時とも、ヘルメットの着用率はかなり低い率であると思われます。

二点目の「ヘルメットを着用させるための町の取組は」についてですが、町では交通安全の推進に関して「森町交通安全対策委員会」において交通安全運動等を実施する中で、同報無線等により自転車のヘルメット着用について呼びかけを行ったり、交通安全意識の啓発として、交通安全協会と連携して、小中高生を対象とした通学路の街頭指導を実施したりする中で、自転車マナーの向上を図っております。

また、学校での交通安全教育として、小学校において、中学年では自転車の交通ルールや止まる、曲がるなどの基本的な乗り方の指導、高学年では学校外に出て信号機のある交差点を渡る等の実践や正しい自転車の乗り方について指導し、ヘルメットの着用を含め、児童生徒が交通事故から身を守ることができるよう交通安全教室を実施しています。

中学校においては、交通安全協会の指導員を招いて交通安全教室を開催し、自転車の並列走行はしない、二人乗りはしない、自身の身を守るためヘルメットを着用する等の自転車乗車時のルールについて学習する機会を設けています。

遠江総合高校におきましては、プロのスタントマンを招いて実演

による交通安全教室を開催し、自転車乗車時に潜む危険や事故について学習する機会を設けております。

三点目の「ヘルメット購入に対する補助制度はあるか」についてでございますが、町内に在住し、小中学校に在籍している児童・生徒のうち準要保護世帯に対して、就学援助制度の中で新入学児童生徒用品費や通学用品として費用を支給しています。

また、特別支援学級に在籍している生徒につきましては、特別支援教育就学奨励費として、所得に応じた教育に係る費用の支援を行う中で「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」として実費の2分の1の額を支給しております。

議員ご指摘のとおり、自転車乗車時においてヘルメットは命を守る大切な防護具であることから、今後も自転車乗車時のヘルメットの着用について、交通安全指導等によりその必要性を啓発してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

議長 (中根幸男君) 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

(午前10時26分～午前10時35分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸君) 細かい答弁をいただきました。飲酒運転というのは、なんといいですか、長年の飲酒の習慣とかそういうものが背景にして起こっていることかなと思います。ついつい飲みすぎて前夜の酒が抜けていなかったりとか、これぐらいなら大丈夫、そんなことが飲酒運転に繋がってくるのかなと思います。なかなかこれは一筋縄ではいかない問題かなと思っております。

法律の法改正によって段階的に進めていくということでございます。これについては、以前飲酒運転防止に対する職員教育はということで、平成29年6月議会において、私一般質問をさせていただいております。そのときの状況とは今変わっていると思いますが、ち

なみにそのときの私の質問では、役場では飲酒運転防止のため、どのような職員教育をしているかということを確認をさせていただきました。そのときは、現在取り組んでいることで十分に職員に対しては飲酒運転に対する注意が喚起されていると思っていると、アルコール検知器を用いた取組は現在では考えていないという町長のご答弁でございました。将来的にアルコール検知器導入はお考えでしょうかということに対して、アルコール検知器は、私の認識の範囲では運送業、バスの運行会社等運転を業務とする職場において、多く導入されているのではないかと考えております。それを森町役場が将来的に導入する考えがあるかということでございますけれども、将来どうなるかわかりませんが、今の時点において、将来においてもそういった機器を導入しなくても、飲酒運転を撲滅していきたいと。そういう機器の導入をせずに、飲酒運転撲滅をこのまま継続していきたいと、そう思っておりますと、参考までにそのような答弁でございました。

今現在、全国的に白ナンバーの事業者は全国に約34万、管理下にあるドライバーは約782万人が対象になります。袋井署管内、袋井市では256事業所。それから、森町においては75事業所。これがこの法改正で対象になると聞いております。それで、5台以上所有、それから乗車定員が11人以上の車両を持っている事業所ということで、森町は今52台とお伺いをしました。安全運転管理者が総務課長さん、それから係長、それから行政係長の2名の副安全運転管理者を置いているということでお伺いをしました。安全運転管理者のこの業務内容について、確認のため伺いたいと思います。

議 長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。

安全運転管理者の業務内容でございますけれども、現在、安全運転につきましては、毎週月曜日庁用車の始業点検というようなことで、車の点検をしております。また、日中公用車を使用した場合につきましては、運行記録ということではいつからいつまで、それから運行

先、それから同乗者何名というようなところの運行記録の記載を義務付けております。それから、年度当初におきましては、職場の職員の免許証の有効期限切れ、要は免許証の有効期限がどうかというようなところの調査をしております。以上です。

議長
7番議員

(中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

(加藤 久幸 君) 分かりました。

確認ですけど、いろんな業務があると思うのですが、私の調べた中では安全教育と交通安全教育、それから運転者の適性の把握、この方運転に向いているか向いていないか。それから、今おっしゃったかもしれません、運行計画の作成。それから交代運転者の配置。それから異常気象時等の把握。それから点呼と日常点検、点呼というのは基本的には対面点呼になると思うのですが。それから運転日誌の備え付け。それから安全運転指導。私の知りうる範囲ではこのような業務内容ですが、これにアルコールの問題が入ってくるといふことで、かなり業務も多忙になってくるのかなということを心配をしているところです。

それで今現在準備をして進めていると町長からお伺いをしましたけれども、具体的にどの辺まで準備されているのか、その辺を伺いたいと思います。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただ今の加藤議員のご質問にお答えをいたします。

現在の準備の進捗状況でございますけども、まずは情報収集に努めるところでございます。この制度改正につきましては、パブリックコメントというような形で、この制度改正に当たりまして、各種のところから意見の募集をされたと聞いております。その中にはいろいろありまして、例えば、施行期日については安全運転管理者の業務を新たに規定するものであり、アルコール検知器を用意することが求められるというところ、相応の周知、準備期間が必要になるということから、そういった意見を踏まえて、アルコール検

知器の使用に係る改正規定は、令和4年10月1日に施行することにしたというようなところ。それから、今後この改正規定については、解釈・運用については別途定めることを予定しているというようなことがございますので、まずは情報収集に努めているところでございます。

また、袋井の安全運転管理協会からも、各種管内の事業所から問合せが来ているというようなところで、各事業所が対応にどうしたらいいかということでやはり情報収集に努めているところだと思いますので、そういったところとの情報を収集させていただいて、対応をしていきたいと思っております。以上です。

議長
7番議員

(中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

(加藤 久幸 君) 情報収集に今努めていると、連携をとってということだと思います。このアルコール検知器というものは、国が定めたものだと思うのですが、具体的にそのようなことはまだ考えていらっしゃらないのかなと思います。いろいろなアルコール検知器がある中で、どのような。私もアルコール検知器携帯用を持っています。前夜飲み会があった次の日の朝は必ずそれを吹いて、0.00を確認して運転するというので、それにはかなり気を使っているところがございます。これは、アルコール検知器は令和4年10月1日から導入ということですが、これは何台ぐらい配備されて、どのような方法でやられるか。それについて伺いたいと思います。

議長
総務課長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただ今の加藤議員のご質問にお答えをいたします。

アルコール検知器の台数でございますけども、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、まずはどんな体制でやるかというところの情報収集に努めてまいりたいと思っております。従いまして、それが各職場ごとに対応するのがいいのか、それとも毎度通常業務として外に出るところについては、例えば2台、3台とそういった複数台必要なかというようなところもあろうかと思っております。

で、そういったところについては、どのような体制で実施していくのがいいのかというところにもよりまして、必要台数というものが変わってくると思っておりますので、その点につきましては、まずは体制を検討して、その検討したうえで必要な台数を導入していきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸君) 詳細については今後検討していきたいというふうなお話でございました。

先ほど1年間記録を取って保存しなければいけないというお話がありましたけども、記録を取る内容については、どんなことを記録をとるのか伺いたいと思います。

議長 (中根幸男君) 村松総務課長。

総務課長 (村松成弘君) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答えをいたします。

この記録につきましては、先日袋井の安全運転管理協会から情報をいただきました。その中には、酒気帯びの関係で確認者名、運転者。それから運転者の業務にかかる自動車の自動車登録番号。それから確認の日時、確認の方法、アルコール検知器の有無等。あとは酒気帯びの有無、指示事項、その他必要な事項というふうなところで記録の必要項目が決められているような情報をいただきましたので、この情報に基づいて様式を作成をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸君) 確認者、運転者、登録番号、確認の日時、確認の方法、アルコール検知器の使用の有無、酒気帯びの有無、指示事項。こんなことでよろしいのかなと思いましたが、これ記録の方法については、このパソコン内に保存するのか、紙ベースで保存するのか。それについて伺いたいと思います。

議長 (中根幸男君) 村松総務課長。

総務課長 (村松成弘君) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答え

します。

検査の記録につきましては、現在のところ電子データでも紙媒体でもいいということで保存の方法が決まっておりますので、その点につきましては、どちらの方がやりやすいというか、職員に負担がないような形で記録を保存していきたいと思っておりますので、その点も含めて検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員

(加藤 久幸 君) アルコール検知器って制度があると思うのですが、例えば何千回使ったら保証がなくなるとか、あるいは1年以内にどのぐらい頻度で使うとか、そういったこともあると思うので、その辺も検討もされているか伺いたいと思います。

議長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長

(村松 成弘 君) 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

アルコール検知器につきましては、国家公安委員会が定めるものとしては、その濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器ということで定められております。従いまして、その機能を満たすような機器の導入を考えております。

また、機器によりましては1000回程度というような使用限度といえますか、そういったところもありますので、そういったところもアルコール検知器としてはいろんな種類が出ておりますので、そういったところを総合的に比較をさせていただきながら導入を検討していきたいと思っております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員

(加藤 久幸 君) ぜひその辺は精度の高いもの、例えばストローで吹くものであるとか、携帯用のものであっても警告音、あるいは警告灯、こういうものが出るものもあろうかと思えます。以前問題になった、今コロナ禍の中でアルコール消毒をやっています。これアルコール検知器というのはお酒だけじゃなくてアルコールにも反応するものですから、例えば手を消毒してそのまま吹いたら数値が出ちゃったと。ぜひそこら辺のことも考えて、導入をしてい

ただきたいなと思います。

それと、これは営業ナンバーで起こった例ですけども、安全運転管理者が業務を黙認してしまう。それから、ドライバーが検知をすり抜ける。それから、同僚がかばって検知の身代わりをする。そして、上司が身代わりを命じる。そのようなことも事例として挙がっています。従いまして、例えばもしアルコール検知器で数値が出た方は、業務ができないわけですよ。そうした場合に、代替りの業務のことも今後検討されるのか、それを誰がやるのか。その辺のことを伺いたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村松 成弘 君) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答えをいたします。

役場の業務につきまして、外へ行く業務、それから内勤での業務ということで、常に外に出て行く業務というのは限られておりますので、そういった状況を確認しながら、まずは当然飲酒運転はしてはいけないものでございますので、そこについては業務の分担、内勤に従事していただく。現場、外に行く業務につきましては、日を改めていただくというような形の業務の割り振りをしていく中で、対応していきたいと思っております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤 久幸 君) 臨機応変に対応していくということのお話かと思えます。

心配するのは、先ほども申し上げましたようにこの業務が多忙になって、安全運転管理者、それから副安全運転管理者が多忙になるわけですよ。そのことによって、日常の業務にそれが影響しないかどうか。そこら辺のことを伺いたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村松 成弘 君) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答えをいたします。

この検査体制につきましては、常時安全運転管理者がしなければ

いけないのかどうかというところにつきましては、例えば担当課の課長が確認をするということで対応が可能かどうかというところ、そういったところの詳細な情報がまだ来ておりませんので、そういったところで確認をしていく中で、安全運転管理者でなければならぬといった場合については、またその体制等の検討をしていきたいと思っております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員

(加藤 久幸 君) 分かりました。その辺についての体制は今後検討するというところで。

一番大事なのは、例えばその方が自動車通勤をされていると。それで役場に来て、その方がアルコールチェッカーをやったと。そのときに数値が出たと。こういう場合のこともあり得ると思うのですが、ここが一番重要だと思うのですが、その辺はいかがお考えですか。

議長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長

(村松 成弘 君) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答えをいたします。

この今回の制度改正につきましては、運転前後というようなところで規定がございまして、その内容については個々の運転の直前直後だけでなくとも運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時で足りるというようなことになっております。その体制というか、運転前後にかかるところだと思いますけども、そこにつきましては当然通勤時も該当してこようかと思えますけども、そのところについては当然通勤を控えていただくと。アルコールが残っているということであれば、出勤を控えていただくとというようなことになろうかと思えますし、そういうところが判明した場合については、何らかの対応をしていきたいと思っております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町長

(太田 康雄 君) ただ今の加藤議員のご質問は、この安全運転管理者あるいはアルコール検知器を用いた検査ということ踏ま

えてのそれに関連してのご質問かと思いますが、当然そのような事態があれば事実関係を確認し、適正に、また厳格に対処してまいりたいと考えます。

議 長
7 番議員

(中根 幸男 君) 7 番、加藤久幸君。

(加藤 久幸 君) 厳正に厳格に対処していきたいという答弁をいただきました。本当にこういう問題というのは、来てから測ったら出ちゃったよと。その職員はどうするのかということもやっぱり念頭に置いて、これからこのアルコール検知器導入にあたっては進めていっていただきたいなど、このように思います。これについては答弁は結構でございます。

次に、二問目のヘルメットの着用の問題でございます。小中学生ヘルメット着用率はどのようになっているかということで、教育長から答弁をいただきました。中学生の自転車通学が369人、高校生が291人ということで、中学生についてはほぼ100パーセント。それから高校生は対象になっていないので、ほとんど被っていないということでございました。

私も自転車に乗るのですが、そのときは必ず私もヘルメットを被っています。大人もこれは自分の体を守るために、何のために被るかということ、言われたから被るのじゃなくて、自分の命を守るために被るのが、これが本来の趣旨であります。従いまして、高校生につきましてもほとんど被っていないけど、やっぱりここは指導された方がよろしいのかなと思います。中学生ほぼ全員にヘルメットが配られると思うのですが、購入ですか、自転車通学でない方もヘルメットをお持ちかと思うんです。私がよく見かけるのは、そういう方たちが休みの日に例えばコンビニに行くとか、友達と遊びに行くとか、そういうときに被っていないケースをよく見かけます。そこまで指導の対象じゃないと言えればそれまでですが、そのときの対応というのはいかがお考えですか。お伺いしたいと思います。

議 長
学校教育

(中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただ今の加藤議員のご

課 長 質問でございます。休日時、放課後等における中学生等のヘルメット着用についてのご質問でございます。

先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、登下校におきましてはほぼほぼ被っているということを確認しております。また、学校におきまして、交通安全教室等でやはりヘルメットの着用については必要性を生徒たちに指導をしているところでもありますけれども、やはり学校から一旦帰ってご自宅に戻れますと、なかなか注意したりとか対応するのは現実難しいという中で、学校の先生方も休日、放課後も含めまして、目につけば当然指導はしておりますが、行き届かないところにつきましては、やはり条例等にごございますように保護者でありますとか、地域の皆さんが、ちょっとヘルメットを持っているなら被りなさいよというようなお声掛けをいただくとか、学校のできる範囲プラスアルファとして皆さんのご協力等をいただきながら、身を守るために着用を促していくというような取組も必要かと考えております。以上です。

議 長 (中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤 久幸 君) 当然ながらその問題が一番かなと思います。やっぱり児童生徒にそういう認識を持ってもらうというのが、一番の大事かなと思います。塩澤学校教育課長も自転車で通勤されていて、しっかりヘルメットを被っているのは私もいつも見ております。非常に安全でいいのかなと思います。

これ余談ですけども、遠江総合高校も、この自転車マナーアップモデル校に多分指定されていると思います。そうした中で、私が調べた範囲では自転車事故は去年より減っていると聞いています。どうしてもマナーの悪い生徒に対しては自転車指導カード等も配っているということですが、その現状というのは把握されているかどうか伺いたいと思います。

議 長 (中根 幸男 君) 比奈地教育長。

教育長 (比奈地敏彦 君) 教育長でございます。今の再質問に答えさせていただきます。

今ご指摘の高校生はという部分についてのご質問でございますけれども、教育委員会管轄、ご承知のとおり義務教育の範疇でという部分のシステムでございますので、県立高校関係については全然知らないよと言いきるわけではございません。今回についても、議題等についてどういう状態であるかとかという部分についての意見交換、情報交換をしておりますので、数的にどうだと言われたときには、申し訳ございませんけれども手元にはございません。以上でございます。

議長 (中根幸男君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸君) ぜひ高校生のこの事故防止に対しても、またヘルメット着用に対しても、できる範囲で行っていただければなと思います。それが事故件数が減ることに繋がるのかなと思います。

最後の3番目でございますが、補助制度ということですが、これに対しては条例などで補助費、購入費を補助したりとか、そういう自治体もあると聞いております。愛知県の条例では、自転車乗車中の着用を全年齢で努力義務化。それに先駆けて今年度4月からは7歳から18歳、それと高齢者に対して安全基準などを満たしたヘルメットに限り、市町村と折半して購入費の半額を2,000円まで補助していると。先ほど2分の1の支給ということですが、確認のためですが、この2分の1の支給ということによろしいか伺いたいと思います。

議長 (中根幸男君) 塩澤学校教育課長。

学校教育課長 (塩澤由記弥君) ただ今の加藤議員のご質問でございます。ヘルメットの補助についてのご質問でございます。

答弁の中で、特別支援に関しまして就学奨励費で支援をしているというような説明の中でヘルメットに関しましてということですが、より詳しくご説明をさせていただきますと、新入学児童生徒学用品購入費若しくは通学用品購入費というカテゴリー、ジャンルがございますので、その中で実費の2分の1の上限ということで支援をしております。なお、この奨励費については上限額がありま

すので、ヘルメットに限らず他のものも対象となっております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤 久幸 君) 確認ですけども、これについては自転車通学でないお子さんも対象になるのか伺いたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 塩澤学校教育課長。

学校教育課長 (塩澤由記弥 君) 中学校におきましては、原則と言いますか2キロ以上とか1.6キロ以上というルールがございますが、条件さえ合えば自転車で通学することが可能でありますので、全員に対して対象となっております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時11分 ~ 午前11時20分 休憩)

議長 (中根 幸男 君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、1番、増田恭子君。

登壇願います。

質問は、一問一答方式です。

1番議員 (増田 恭子 君) 1番、増田恭子です。通告に従いまして、一問一答方式により、町長にご質問をいたします。

1 遠州の小京都リノベーション事業について

全国的な傾向として、古民家や蔵などをリノベーションしたカフェや宿泊施設、空き家を活用したワークスペースなどが増えており、森町においても、遠州の小京都リノベーション事業に取り組むのは、時流に乗った良い施策だと思います。

また、遠州の小京都リノベーション事業のような自治体独自の事業や特色などを広報、周知する「シティプロモーション活動」も、今後益々必要になってくると感じます。

そこで、以下の点について伺います。

1 遠州の小京都リノベーション事業の対象期間はいつまでか。

2 遠州の小京都リノベーション事業に町民の意見を反映させることが必要と考えるが、どうか。

3 シティプロモーション活動に対する基本的な考え方はどうか。

4 さらにシティプロモーション活動のために、外部人材を採用するのも効果的と考えるが、どうか。

以上、四点について町長にお伺いいたします。

議 長 (中 根 幸 男 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 増田議員の「遠州の小京都リノベーション事業について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「遠州の小京都リノベーション事業の対象期間はいつまでか。」について、申し上げます。

議員ご案内のとおり、「遠州の小京都リノベーション推進計画」につきましては、令和3年9月議会の第6号補正予算において、債務負担行為として計画策定業務に係る委託料をお認めいただき、令和3年度から4年度にかけて計画を策定するものであり、その策定作業を開始したばかりでございます。

内容につきましては、旧周智高等学校、旧児童館・旧静岡銀行森町支店及び旧さざんか荘の跡地といった町有施設の跡地利用の方針や、庵山公園、天竜浜名湖鉄道遠州森駅前における整備方針を整理した推進計画として、明文化していくものでございます。

また、遠州の小京都を表現する、町の重要な資源である古民家や蔵等を歴史的文化的建築物として位置づけ、商業施設や宿泊施設としてだけでなく、例えば、サテライトオフィスやコワーキングスペース等企業誘致の観点や、森町の移住を希望する人のためのお試し移住施設や、起業や創業を目指す人のためのチャレンジショップ等々、さまざまな観点から、歴史的文化的建築物の保存、利活用の方針について、「遠州の小京都リノベーション推進計画」において、整理していく予定でございます。

「遠州の小京都リノベーション推進計画」につきましては、観光振興や商業振興という観点だけでなく、文化振興、関係人口・交流人口の増加、移住定住の促進、企業誘致、子育て支援、景観・借景

の維持など森町が抱えるさまざまな課題を解決するための施策として整理したうえで、それぞれの整備の方向性を打ち出していきたいと考えております。

議員ご質問の「遠州の小京都リノベーション事業の対象期間は」でございますが、現在、策定中の計画の中で、それぞれの整備方針と整備スケジュールを整理していく予定であり、また、今後の跡地や町有施設の整備方針を検討していくこととなっておりますので、現段階で遠州の小京都リノベーション推進事業の対象期間を申し上げることが出来ませんことをご理解いただきたいと思います。

なお、今回策定中の「遠州の小京都リノベーション推進計画」につきましては、整備検討箇所が多く、整備に係る予算についても多額になると予想され、短期的な計画ではなく、長期的な計画になると想定しております。

特に、古民家や蔵等の歴史的文化的建築物の利活用については、町が所有するものではなく、個人が所有しているものであり、所有者の意向や個々の建築物の構造等により、その利活用の方針が変わってくるものと考えておりますので、一概にどの建築物をいつまでにどのようにしていくのかということについては、今回の計画の中では、明文化は難しいと考えております。

しかしながら、歴史的文化的建築物については、「遠州の小京都」を表現する森町の重要な地域資源と考えておりますので、町としてまずは保存し、利活用を進めていくという方針について、今回の計画の中で打ち出していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

二点目の「遠州の小京都リノベーション事業に町民の意見を反映させることが必要と考えるが、どうか。」について、申し上げます。

先に申し上げましたとおり、今回の「遠州の小京都リノベーション推進計画」につきましては、さまざまな町有施設の跡地や町有地等の利活用について、町が抱えるさまざまな課題等を解決する施策

として、整備方針を定めていきたいと考えております。

町といたしましては、これらの課題や課題解決に向けての方針につきましては、これまで議会の一般質問等をはじめとし、町民の皆様の声やご意見をいただいております、そうした意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

したがって、今回の計画策定につきましては、どの課題解決を優先し、どこにどのような整備をしていくかということについては、こうした意見を踏まえて、庁内でまずは整理していきたいと考えております。

計画策定体制につきましては、副町長を座長とし、参事、関係課長より組織される「遠州の小京都リノベーション推進会議」、下部組織として関係係長により組織される「遠州の小京都リノベーション推進会議プロジェクトチーム」を立ち上げ、全庁的なまちづくり計画として、計画策定業務を進めてまいりたいと考えております。

また、この推進会議及びプロジェクトチームの役割としては、計画の策定だけでなく、整備方針の進捗状況をチェックする機能を持たせ、継続的に組織運営していきたいと考えております。

さらに、外部からの参考意見等を聴取することも重要であると考えておりますので、計画の案が出来次第、大学教授や町の観光や商業、文化関連団体の代表者によって組織される「遠州の小京都まちづくり推進会議」に計画内容に関して、ご意見をいただく場を持ちたいと考えております。

なお、個別の整備等につきまして、地元説明等が必要な場合には、先日10月8日に城下地区において開催させていただきましたように、地元説明会等を開催させていただきながら、円滑に事業を推進していきたいと考えております。

三点目の「シティプロモーション活動に対する基本的な考え方はどうか」について申し上げます。

第9次森町総合計画の基本の柱の3に「活力・情報発信」を掲げ、「交流が盛んでにぎわうまち」を目指し、「町の魅力や情報を広く

効果的に発信するまちをつくる」の基本方向のもと、戦略的なPR実施に各課で取り組んでおります。また、第2期森町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「『魅力』と『交流』をつくる～人とふれあう～」を基本目標の2に掲げ、地域ブランドの創造・プロモーションを施策の展開方向とし、森町の地域の魅力を伝える情報発信力を強化するとともに、ターゲットを明確にしたプロモーションを実施しております。このように、町では、計画や戦略に基づく全ての施策において、シティプロモーションの視点を持って取り組んでおります。

シティプロモーションにつきましては、一般的に「地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済を活性化する活動」として定義づけられているものであります。森町の魅力を多くの人に知っていただくため、「森町を訪れたい」、「森町に住みたい」と感じていただけるような町外向けの発信と、「森町に住み続けたい」と思ってもらえるような町内向けの発信があります。

町としましては、シティプロモーションは、重要な施策であると考えております。具体的に例を申し上げますと、観光振興の面において、平成30年度から「新たな魅力創出發信事業」として、東京の大手通信社のグループ会社である株式会社共同通信デジタルの提案により、首都圏を中心としたシティプロモーション事業に取り組んできたところでございます。

この取組以外にも、産業課では、観光振興や産業振興の観点から森町観光協会と連携し、神社仏閣や森町体験の里アクティ森など町内観光施設の魅力や四季折々の自然や花々の魅力、甘々娘や治郎柿、お茶や和菓子、森山焼といった森町の特産品等の魅力を発信しているところであります。

また、定住推進課では、首都圏に住む森町出身者や企業とのネットワークづくりを通じて、森町の魅力発信と企業誘致・移住定住を推進するため、令和元年度から「ふるさと会交流事業」の開催を始

めました。初めての交流会では、森町出身者や森町ゆかりの人など約50人が参加し、町の魅力を町内外に積極的に発信していただくよう呼びかけをさせていただきました。残念ながら、コロナ禍により2年連続の中止となりましたが、引き続き、森町に対するご提案を町外の方からいただく機会は必要だと考えております。また、移住フェア、セミナーなど県市町や民間事業者が主催する移住イベントへの参加も積極的に行っております。地域おこし協力隊及び移住コーディネーターによるSNSでの情報発信では、自ら主催する棚田交流会、空き家リノベーションワークショップ等のイベント参加者に対しPRを行っております。

また、企画財政課では、町の若手女性職員で構成する森女HAPPYプロジェクトによるインスタグラム（SNS）を活用し、女性や若い世代の視点を取り入れた情報発信に取り組んでいます。平成30年度からはフォトコンテストを開催し、入賞者には町の特産品をプレゼントするなど、フォロワー数の増加を意識した取組を行っております。このほか、町の特産品のPRの一環として、ふるさと納税に対する返礼品の充実や、K-mixやSBSラジオによるプロモーション展開も行っております。

以上、町におけるシティプロモーション事業の取組の主なものをご紹介いたしました。が、シティプロモーションとなりますと、どうしても町外向けの情報発信となりがちではありますが、町民に対する町内向けの情報発信も大事であると考えております。今後も、情報発信にあたりターゲットを定めて、どのような手法でどのように伝えることが効果的であるかを検証しながら、森町の魅力や事業など幅広く広報、周知してまいりたいと存じます。

また、現在、人的要因も含め、すべての課がそれぞれプロモーションの取組を行うこととして、全庁を挙げて取り組んでおりますが、今後におきましては、引き続き事業担当がシティプロモーション意識を持って情報発信を展開していくのか、専門の部署を設けて一元的に戦略的な広報・周知をしていくのか、どちらが効果的であるか

を研究・検討してまいりたいと考えております。

四点目の「さらなるシティプロモーション活動のために、外部人材を採用するのも効果的と考えるが、どうか」について申し上げます。先ほどお話をさせていただいた内容と重複する部分もあろうかと思いますが、これまで町が取り組んでまいりました外部人材の採用や外部人材を活用した事業から説明いたします。

定住推進課では、地域おこし協力隊2人と移住コーディネーター1人を委嘱し、各種媒体を活用し、情報提供や魅力発信を行っております。

産業課では、平成30年度から取り組んできた「新たな魅力創出發信事業」として、森町体験の里アクティ森内で専用アプリを使ったスタンプラリーをスタートさせ、森町の認知度向上と観光交流人口の増加を図るとともに、移住定住促進、インバウンド促進を図りました。また、アクティ森の支配人に元旅行代理店の役員を配置するなど、企業と連携し、民間人材の登用を進めてまいりました。

また、本年度の新たな取組としましては、従来実施していた森町産業祭での「森町キャンペーンガール」の募集、委嘱、イベント等でのPR発信といった事業をリニューアルし、年齢制限や性別、住所要件等を廃止し、森町を応援し、森町の魅力をPRしていただける方を「森町プロモーション大使」として募集し、町内外で開催されるイベント等で森町の魅力のPRをはじめ、SNSを活用した森町の魅力を発信する事業を計画しております。このプロモーション大使につきましては、町民の方、町外の方、20代から50代までの方で構成される予定でございます。

現在、森町産業祭実行委員会において、選考作業を進めているところでございますので、詳しい内容につきましてはご説明できませんが、こうした町外の方によるプロモーション発信についても準備をしているところでございます。

今後は、先進地事例を参考に、町にあった効果的なPR活動に取り組めるシティプロモーションの推進体制について研究を行うとと

もに、外部人材の登用についても研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長

(中根幸男 君) 1番、増田恭子君。

1番議員

(増田恭子 君) ありがとうございます。それこそたくさんのシティプロモーションということでは、いろんなところでいろんな各課がそれぞれいろんな発信の仕方をしていたりとか、また新たに取られる、そういうこともあるということをお教えいただきました。

私から再質問という形でお伺いしたいのですが、9月議会の補正予算で城下の藤江勝太郎邸の件ですけれども、一応公有財産にするということで予算がつきました。お相手が民間の民有地ということなので、詳しいことはお話いただけないかとも思いますけれども、その取得の目途はついているのかどうか。

あと、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、城下の理事さんたちへ担当課から説明をしていただきました。その場に私も同席をさせていただいておりましたけれども、そのときに理事さんたちのいろんな意見というものが、さまざまな観点から出てまいりました。この遠州の小京都リノベーション計画というのはもちろん城下だけではなく、本町から城下までの今後森町の財産として残していきたいと町が考える、そのことの全体的な大きな計画の中の一部だと思われましても、藤江勝太郎邸のことにつきましては、町で公有財産にするということの決定をしたということで、先ほどの町長の答弁の中でお伺いしたように、全体のグランドデザインというのは、何年もかかって全体像をとというような計画を立てていかなければ、なかなかこのようにしていくというのは難しいかと思われましても、例えば城下の藤江勝太郎邸をまずモデルケースとしてこのような形でやっていくというような、そのようなお考えがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

議 長

(中根幸男 君) 長野産業課長。

産業課長

(長野 了 君) 産業課長です。増田議員の再質問にお答えいたしたいと思います。藤江勝太郎さんの古民家の活用ということでご質問です。

今現在、建物自体が未登記な部分がありましたので、現在の建物をしっかりまず登記するという作業をさしていただいております。それを進めて、所有者の方と合意に至りたいと考えております。

なお、そのモデルケースとしてということでもございました。議員さんからご質問がありましたように、今回の藤江勝太郎さんの家をどう利活用していくか、そういったことを検討さしていただいて、まさに今ご発言がありましたように、こんな形で利用できるんだよと。それがまちづくり、まちの活性化に繋がっていくんだよということで、ぜひモデルケースとしてできる限り、ご相手がいることと、あとは当然経費もかかることでもございますので、どこまで早急にできるかということもございませけれども、早急に取り進めて、モデルケースとして良い事例にしたいと考えているところでございます。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 1 番、増田恭子君。

1 番議員

(増田 恭子 君) ただ今の産業課長の答弁の中から、まずはきちっと整理をして登記するところから始めていくということで、それを教えていただきました。

先日の理事さんたちに説明をいただいた後のことですがけれども、それこそ、その後私が歩いていたりとかするとき、その説明を聞いてくださった方たちがこないだの話なんだけどということで、こういう活用の方法はどうかとか、こういうことはできないのかというような意見を、二、三伺ってはおります。そのことにはまだ決まったものではないのでという答え方をさせていただいておりますけれども、もし例えば、藤江勝太郎邸をモデルケースにを使って、全体の遠州の小京都まちづくりリノベーション事業ということで今後計画をなさっていくのであれば、そこに例えば、町内会とかそういう

ところの意見とかというのは、どのぐらい反映ができるようなものなのかというのをまずお伺いしたい。

あと、これはそれこそプロモーションの話にもなると思うのですが、けれども、例えばですけれども、今個々の課で頑張っておられるプロモーション活動を、先ほどの町長の答弁の中にもありましたが、一元化してやっていくというようなもしそういうお考えがあるのであれば、そのときに藤江勝太郎邸をモデルケースとして同じように、リノベーションのモデルケースとしてもそうですけれども、シティプロモーション的な観点から見たモデルケースとして、このような形でこのようになりましたみたいな一連の流れというのを町内外の人に発信をしていくような、そのような取組というのもどうかと思います。

それと、9月議会のときの岡戸議員の一般質問の中に、ガバメントクラウドファンディングはどうかというような質問があったと思います。そのときは具体的に今そのことで取り組む事業はないというような答弁をいただいたと思いますけれども、この遠州の小京都まちづくり事業というのは、このガバメントクラウドファンディングには向いているのではないかと、今回の質問をさせていただく中で自分なりにいろいろ調べた中で、取り組みやすい事業なのではないかと思いますが、その辺の考えを伺えたらと思います。

議 長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長 野 了 君) 産業課長です。再度のご質問にお答えいたしたいと思います。町内会の意見の反映ということでございます。

これに関しては、それこそ今先ほどご答弁でも申し上げました、遠州の小京都リノベーション推進計画というものにつきましては、個々の課題の解決とともに、トータルコーディネートという観点がございます。全体を見ながら、要は森町が魅力ある町として訪れる方、また住んでいる方にとっても魅力ある場所になるということに関して、やはりトータルの視点でコーディネートしたうえでないと、バラバラではやはりその魅力がちょっと半減してしまうといっ

たこともございますので、推進計画の中でトータルコーディネートしながらやっていくと。町内会さんの意見というのは、そのトータルコーディネートの考え方とのバランスの中で決まってくるのかなとは考えておりますので、ご意見は聞かせていただきながら、そういった中でこういった着地点、活用があるのかということは検討していきたいなと考えております。

その例を、シティプロモーションということで町内外に発信してはどうかということでございます。それはまさに、森町のまちづくりとしてはこういうこともやってるよというのは、やはりモデルケースとして取り組んだ例、こういった形でお客さんが来ているよというのは、まさにそういった形で事例を挙げながら町内外に発信していくことは重要であると思っておりますので、そういった形の取り扱いになるのかなと考えております。

もう一つの、ガバメントクラウドファンディングについてでございます。これについては、それこそ推進計画の中で、それぞれの施設をどういう主体がどのように整備していくかということにもよって、ガバメントクラウドファンディングを取り入れるのか、取り入れないのかということは、ある程度左右されるのかなと思っております。そういった個々の施設の整備方針、手法、じゃあ町が補助金を使ってやるのかとか、じゃあふるさと納税を使ってやるのかとか、やはり財源がかかることとございますので、財源の確保というのは議員ご指摘のように重要なこととございますので、その手法の一つとしてガバメントクラウドファンディングは適切かどうかというのは、その時点で判断していくことになるのかなと考えております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 1番、増田恭子君。

1番議員

(増田 恭子 君) それこそ今回調べていった中の、私が心に残った言葉があるんですけども、シティプロモーション自治体等連絡協議会というところの文章の中に、シティプロモーションとはということで、多分先ほどの町長のご答弁と重なる部分が多々ある

かと思えますけれども、その一部を紹介させていただきたいと思えます。「シティプロモーションは、地域再生、観光振興、住民協働などさまざまな概念が含まれています。シティプロモーションの捉え方は多々ありますが、その一つは、そこに住む地域住民の愛着度の形成と考えます。」と書かれておりました。森町には他の自治体にはない、欲しいと思ってもなかなかそれは他の自治体だと無理な話ってなってしまうような、遠州の小京都という本当に強いブランドがあると思えます。その遠州の小京都に住んでいる住民ということに誇りを持って、その歴史や文化、そういうものをもう一度町民が再認識をしていくことによって、人口流出を減らしたりとか、若い世代の定住推進にも繋がっていくのではないかと考えます。

今年度のいい部屋ネットの街の幸福度ランキングで、森町は1位に選ばれております。でも実際に、例えば若い世代、40代以下の方とかに聞くと、やはり子育て環境のこととかもあり、森から出たいよというような声も聞きます。そこの幸福だと思っている世代の方、そうではないと思っている方、それぞれさまざまな考え方がもちろんあると思えます。でも、そのシティプロモーションの観点からいって、今課長が言っていたみたいみに、これからもっと住み続けたい町として、もう一度愛着を取り戻していただけるようなことを考えたらいかがかなと思ひまして、これを最後の質問にさせていただきます。

議 長 (中 根 幸 男 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政 (佐 藤 嘉 彦 君) 企画財政課長です。ただ今の増田議員のご
課 長 質問にお答えをいたします。

シティプロモーション。まずは、町内に今住んでいる方の町に対する愛着度。これを向上させるべきではないかと、そういうご提言と受け取っております。やはり今住んでいる方に町の情報が正確に届いて、その町民がその施策なりに共感を覚えていただくことができるのであれば、その積み重ねによって、町民の方は町に愛着を感じることができるのじゃないのかと、そのように考えております。

それがひいてはシティプロモーションにも繋がっていくと考えております。やはり町への愛着であるとか誇り、これシビックプライドというような言葉を今使っておりますけれども、そういったものを育成をしていくというのも、やはり広報としては重要な仕事だと認識をしておりますので、そういった町への愛着であるとか誇り、そういったものを育むためにも、伝わる広報、そういう視点を忘れずに、引き続いてシティプロモーションの観点からも取り組んでいきたいと、そのように考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 1番、増田恭子君。

1番議員 (増田恭子君) 了解いたしました。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩します。

(午前11時52分～午後0時59分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、4番、平川勇君。

登壇願います。

質問は、一問一答形式です。

4番議員 (平川勇君) 4番、平川勇です。先ほど増田議員、この後質問されます川岸議員と質問が重複するかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

森市街地の町並み整備の促進を。

森町は、歴史・文化遺産が数多く残るポテンシャルの非常に高い町であるにも関わらず、歴史特性を失った個性のない町並みに変化しつつあります。

町民の意識改革はもちろんのこと、遠州の小京都にふさわしい町並みを創生していくために、条例制定や補助制度などの必要があると考えます。

以下の点について、お伺ひします。

1 町並み整備促進のための条例を制定してはどうか。

2 リノベーション計画以外に、先ほどリノベーション計画についてお伺ひしましたが、ちょっと漠然としているものですから、も

う少し私は具体的にということで、町並みの保存、保全に対する新たな取組についてお伺いします。

3 空き地、空き家、土蔵の活用には開業資金、またはその他の資金制度が必ず必要になってきます。それと、町民の意識改革という意味でも、表彰制度等が必要ではないかと考えています。

それについて、お伺いしたいと思います。

議 長 (中 根 幸 男 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 平川議員の「森市街地の町並み整備の促進を」のご質問にお答えいたします。

一点目の「町並み整備促進のための条例を制定してはどうか」について申し上げます。

令和2年度に策定しました森町都市計画マスタープランのまちづくりの分野別方針の中で、景観の観点では、「遠州の小京都・森町を感じさせる景観づくり」を景観形成の基本方針として、地域の伝統・文化を伝える歴史・文化的資源の保全と活用を図るとしております。さらに、地区別のまちづくりの方針においては、森市街地の都市景観の整備方針として、古き良き町並み景観の保全を図るとともに、にぎわいと活気を感じる景観の創出をするとしてしております。

また、景観を活かしたまちづくりを進めるため、景観計画を策定する方針を掲げており、昨年度から景観計画策定に取り組んでいるところであります。景観計画では、景観法において、区域や景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物や景観重要樹木の指定方針のほか、景観形成重点地区や良好な景観の形成に必要な事項等を定めるとしてしております。

これを踏まえまして、今回策定する森町景観計画では、町全体を計画区域とし、主には景観法で定めるところの建築物等の色彩や高さなど景観基準の基本となる事項を示す予定です。

また、計画に実行性を持たせるため、計画策定に合わせ、森町景観条例を制定し、建築等の際に必要な届出行為、景観重要建築物や樹木の指定方針等について規定していく予定でおります。これ

によりまして、議員ご質問にあります、町並み整備促進につながる基本となる条例が制定されることとなります。

しかしながら、ただ今申し上げましたとおり、今回策定する森町景観計画及び森町景観条例は、基本的な事項を規定するものでありますので、森市街地の町並みを残す等、特定の地区に特化したルールづくりにつきましては、それを具現化していくための手法等の検討が今後更に必要となると考えております。

具体的な手法の一つといたしましては、都市計画法における地区計画制度の活用が考えられます。地区計画制度は、都市計画法に定められている制度で、住民の合意に基づいて、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画で、その地区の課題や特徴を踏まえ、住民と町とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけてまちづくりを進めていく手法です。森町では、区画整理を行った駅南地区や駅東地区、天宮地区で地区計画を定め、ルールに基づいたまちづくりを進めています。

また、地区計画制度以外にも、景観法に基づく景観協定や静岡県が策定した「ふじのくに景観形成計画」に位置づけられた景観施策と観光施策を連携する観光地エリア景観計画の活用等も考えられます。

いずれにいたしましても、森市街地における町並みの整備促進、保全についてどのような手法により進めていくのが良いのか、現在策定しております森町景観計画の中で、有識者等のご意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

二点目の「リノベーション計画以外に、町並みの保存に対する新たな取組は考えているか」についてでございますが、「遠州の小京都リノベーション推進計画」以外の新たな取組は、現状では具体的なものはございません。

近隣事例といたしましては、掛川市では、景観条例に基づき、掛川城を中心とした町中エリアや横須賀地区等を景観形成重点地区に指

定し、景観形成事業を推進しております。事業の推進にあたり、歴史まちづくり法に基づき、掛川城や横須賀城跡等の国指定有形文化財を核として「歴史的風致維持向上計画」を策定することで、国の補助を受け、町並み修景などのまちづくりが進められております。

また、磐田市の見付本通り地区におきましても、同様の景観形成重点地区に位置づけ、独自の補助制度を創設して修景整備事業を展開し、歴史的町並みの保全に努められているところもございます。

いずれも景観条例に基づき、町並み整備や保全などのまちづくりを進めているという点で参考にできると思われます。

ただし、ただ今申し上げました掛川市の歴史まちづくり法による手法につきましては、国指定有形文化財の有無が要件となるため、議員ご質問の森市街地の町並み整備という点におきましては、活用は難しいかと考えております。町並みを保存し、古民家等を活かすという面におきましては、必要な条件、要件を整理したうえで、様々な制度を活用することも考えられますので、掛川市、磐田市以外の全国的な事例など、先進的な取組について調査、研究しながら、今後新たな取組として制度を創設することができるかどうか検討してまいりたいと思っております。

三点目の「空地、空き家、土蔵の活用には、開業資金助成や表彰制度が必要と考えるが、どうか」についてでございますが、空き店舗等を活用した起業支援としましては、森町の魅力ある地域資源を活かしたビジネスの育成・継承や町内外からの新しい店舗展開等を促進する産業振興の観点から、起業及び事業継承に係る支援策を、今後、商工会等と連携しながら検討していきたいと考えております。

また、表彰制度につきましては、制定予定の森町景観条例に、地域資源を活かした取組で、良好な景観形成に寄与している建築物や工作物等の所有者や設計者等に対し、表彰を可能とする項目を規定することを検討しておりますので、空地、空き家、土蔵の保存、活用にもつながるのではないかと考えております。

現在策定を進めております森町景観計画及び森町景観条例におき

ましては、個人の所有物等に制限を設けることにもなりますので、景観形成基準、届出対象行為など条例に盛り込む内容等について、様々な議論を深める必要があることから時間を要しております。そのため、現在の予定といたしましては、来年の9月議会に計画をお示しすることを目標に進めているところでございます。

いずれにいたしましても、遠州の小京都にふさわしい町並みの創生には、地域住民の皆様のご理解をいただかないことには進まないことでもありますので、町の取組や考え方等につきまして、更なる周知に努め、住民への意識づけ向上を図ってまいります。

また、小京都森町にふさわしい町並み創生の実現に向け、現在策定中のリノベーション推進計画との整合、連携を図りながら、先進事例や補助制度などについて調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

議 長
4 番議員

(中根 幸男 君) 4 番、平川勇君。

(平川 勇 君) ありがとうございます。森町も景観行政団体に入っていると思うのですが、今のお話聞きますと、主たる目的というものは、そういったものがちょっと漠然としているのではないかなと感じます。

私の場合は、見付景観形成ガイドラインプランというのができておりますね。これは、地区を絞り込んでいるんですね。この地区に関して景観形成重要地区ということで指定していろいろな方策若しくは補助金等を市で条例化して出しているわけですが、森町も町中、特に本町から城下までの街中、これを景観重点地区として何とか早い形で、実際の形になるようなものをしていきたいと考えているのですが、町の方針はどうでしょうか。

議 長
建設課長

(中根 幸男 君) 中村建設課長。

(中村 安宏 君) 建設課長です。ただ今の平川議員の再質問にお答えします。

磐田市の見付の例を出されておりましたけれども、森町の今策定

しております景観計画におきましては、町長の答弁の中にもありましたけれども、森町全体を計画区域と定めて作成を進めているところでもあります。内容につきましても、景観に関する基礎的なところを策定するというような予定で進んでおります。

見付の事例にあります景観重点地区の指定につきましては、今回の森町の景観計画の中でも重点地区を定めることができるというような規定にとどめまして、具体的に街中の地区を指定した中で、重点地区の計画を立てるといふところまでは、今のところ今回の計画では考えておりません。これには、やはり重点地区を定めるということとは、より強い規制をこの地区にかけるということになりますので、住んでいる方々の同意とか合意形成、これが非常に重要になってくると。これを得るために非常に時間もかかっていくこととなりますので、今回のところは景観の基礎的なところを定め、次のステップとして特定の場所を定めながら、さらに景観の規制をしていくというようなイメージで考えております。以上です。

議 長
4 番議員

(中根 幸男 君) 4 番、平川勇君。

(平川 勇 君) 私も都市計画策定会議のメンバーですけども、町全体のことを今やられていまして、やはりこれ全体を考えていきますと、非常に長いスタンス、時間がかかると思います。ですから、私が思うのに、とにかく景観重要地区を急いで決定して、そこに町として働きかけていくということが保全に繋がっていくのではないかなと思います。

先ほど町長の答弁に歴史的風致維持向上計画というお話が出ましたけども、残念なことに重要文化財等が森町にないものですから、この認定はちょっとできないということでございました。ただ、建設課にも都市再生整備計画というものを平成23年から25年の間にやられていたと思うのですね。事後評価というのがもう出来上がっておりますが、ちょっとその辺をお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

(中根 幸男 君) 中村建設課長。

建設課長

(中村安宏 君) 平川議員のご質問にお答えします。

景観計画全体のことで、全体をやるとすると時間がかかるということでございます。重点地区を定めて、特定の地域に対してもっとスピードアップしながら景観の取組をしていったらどうかというようなご質問だったと思いますけれども、先ほど言いましたとおりこの重点地区を定めるに当たりましては、まず協議会の設立とか、住民との調整等それなりのやはり時間を要するということは、ご理解いただきたいなと思います。その区域が広くなればなるほど、それから基準を厳しくすればするほど、多くの時間を要するっていうことが想定されると思います。

こういうことを踏まえますと、平川議員がおっしゃっていましたがスピードアップというような観点で言いますと、重点地区を定めるという検討も当然するんですけれども、広範囲の取組というよりも、まずは景観条例を踏まえて、リノベーション推進計画などとも連携しながら、拠点となるような、景観的に重要な建造物等の保全を図りながら、それを周辺の住民の意識向上に繋げていったり、さらにそれを周辺に波及して広がっていくようなイメージで今のところ考えております。

都市再生整備計画事業につきましては、平成20年代に取り組んでいたわけですが、これは主には天宮区画整理周辺の事業というところで取り組みまして、その事業によりまして天宮区画整理事業が完成し、組合も解散になったというようなところでございます。その次の計画を立てようというところで、都市再生計画事業の案も作らせてもらいましたけれども、これは今実際に事業化しております新田赤松線の道路事業を核としたような計画にしていこうというような計画の案を作りましたけれども、新田赤松線の事業に関しましては別の事業で町にとって有利な国の支援を受けることができる制度がありましたので、そちらの方に切り替えたというところで、実際にやっておりました都市計画再生事業の次のプランというのは、今のところ案で終わっている状況です。以上でございます。

議長 (中根幸男君) 4番、平川勇君。
4番議員 (平川 勇 君) そうしますと、都市再生整備計画というのは町中には該当していかない、今後もやっていかないというような計画でしょうか。

議長 (中根幸男君) 中村建設課長。
建設課長 (中村安宏君) 平川議員のご質問にお答えします。今申し上げましたとおり、都市計画再生事業の案というところでは、核となる事業が新田赤松線でありまして、それを肉付けするための町中の景観の事業を取り込んだりとかというような肉付けもされているところはありました。先ほど言いましたとおり、この核となる事業については別事業で実施をされておりますので、今後新たに都市再生整備計画事業について検討するに当たりましては、町中なども取り込んで計画立てをするということは、まだ選択肢にはあると思っております。以上です。

議長 (中根幸男君) 4番、平川勇君。
4番議員 (平川 勇 君) 都市再生整備計画については、了解いたしました。

それから、これから重点地区を絞って、所有者等いろいろ話をもっていくわけですが、私が表彰制度と申し上げましたのは、まず個人の財産が個人だけではないよ、町の財産なんだよという意識付けをするために、まずそういった所有者、それから今後建てたときに景観に寄与した建物等を表彰していく。そういう形で住民の所有者の意識改革をしていくと、そういった会合での進展はもっとスムーズに流れていくのではないかと考えておりますので、まずはこの表彰制度というのを先行してやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長 (中根幸男君) 中村建設課長。
建設課長 (中村安宏君) 平川議員のご質問にお答えします。
午前中の増田議員のご質問の中にも町長の答弁の中にもあったと思いますけれども、平川さんも今おっしゃってたとおり、歴史的な

化的建築物については、遠州の小京都を表現する町の重要な地域資源であると位置づけられているということで、自分もそう思っております。そういう中で、そういう物件について表彰をしてはどうかというようなご質問だったと思います。これは、議員おっしゃいましたとおり住民の意識改革にも繋がるようなことかなと思います。町長の答弁の中にもありましたとおり、今並行して制定を予定しております景観条例の中で、そのような良好な景観形成に寄与する建築物、それから工作物の所有者、設計者、施工者及び良好な景観形成に寄与する活動を推進している団体等にも表彰ができるというような内容で制定するような方向で考えております。

しかしながら、表彰の可否につきましては、今後景観審議会というようなものを立ち上げる予定をしております。もしかしたら都市計画審議会と兼務していただくようなことも考えておりますけれども、そういう場で表彰がふさわしい、良いものなのかどうかということ判断していただいて、表彰に繋げていくというような流れになっていくと思います。詳細な制度の運用方法につきましては、条例とは別に今後検討していきたいと考えておりますけれども、表彰される建造物につきましても、あくまでもやはり個人の所有のものもあります。個人所有の場合は所有者の意向も重要な要素になりますので、表彰するにあたっては、行政としては慎重な運用が求められると感じております。以上です。

議長
4番議員

(中根 幸男 君) 4番、平川勇君。

(平川 勇 君) 中村課長の話は分かりました。とにかく景観審議会等そういった会を設けるときには、必ずメンバーの人数だけは間違いないようお願いしたいと思います。

それから、今スライドにもありますが、森地区まちづくりの会、この報告書が私の今手元にあるのですが、これは平成23年24年にそうそうたるメンバーで2年間にわたりやっ作り上げた報告書です。これも平成25年に一般の町民にということで報告会がありまして、その時私も報告に行ったのですが大変素晴らしいなということ

で、早く実行に移してほしいと考えました。このメンバーの中に、今の町長も入っておられるわけです。このとき、こういったことを考えられて素晴らしい報告書ができて、今町長の場合実行できる立場におられるわけですので、ぜひ実行していただきたいと思います。なぜ、これが実行できないのか。こんなに遅れているのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 中村建設課長。

建設課長 (中村 安宏 君) 建設課長です。

私も森地区のまちづくりの会の報告書は拝見させてもらっておりまして、内容におきましては、いろいろな観点からまちづくりの提案をしていただいているということです。一番主になっておりますまちづくりの提案としましては、新田赤松線の整備促進というようなところで記載をされております。この事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の助成を受けながら着々と進めているところであります。この点については、策定してから何年か経ってからの事業化となりますけれども、決して遅れているというような印象で自分たちは取ってはおりません。あと、街中の狭あい道路の改良等につきましても随時実施をさせていただいておりますし、下水道の整備なども進んでおります。それから、空き家対策事業の件なども記載をされておりますが、平成29年に空き家対策計画等も策定して、空き家対策も進められているような状況でございます。

それから、その他の観点で、やはり景観の関係、街中の整備というようなところも提案として書かれておりますけれども、この点につきましては、いろいろこのまちづくりの会の提言の後にも、景観にまつわるいろいろな方針とかそういうものは、検討、取組をされてきたというような実績はあると思います。平成26年には遠州の小京都まちづくりの基本構想の策定、それから28年には遠州の小京都まちづくりの基本計画の策定、令和2年に都市計画マスタープランの見直し、それから立地適正化計画の策定等、いずれも景観行政に繋がるような取組だということで、この提案報告書にもそういうよ

うな形の事業は着々と進んできたということだと思っております。
このさまざまな景観施策の取組を行ったことで、今回進めております景観計画の方向性を定めるうえで、非常に基礎となっていると思っております。実効性を持たせるための施策にも、また今後取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議 長
町 長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) ただ今、建設課長からお答えをしたとおりであります。私も議員ご指摘のとおりこのまちづくりの会のメンバーとして、この報告書の取りまとめに関わりました。2年間、数回の会合、ワークショップ等を経て提言がまとめられたわけですが、当然当初はさまざまな観点からさまざまな意見が出され、それを最終的に取りまとめていく中で、新田赤松線の早期整備ということが、この報告書の柱となっております。それは私も十分理解をしておりますし、当時そうすべきと考えておりましたので、そういう私が考えたような、思っていたような報告書になっていると思っております。

そしてその後、町長に就任をしてからは、これまで手付かずであった新田赤松線の未整備区域、この事業年数も、また事業の金額としても非常に大きなものであるということは十分分かってはいますけれども、それでもこの新田赤松線の未整備区間の事業に着手したその背景には、この森地区まちづくりの会の報告書があったということは、申し上げさせていただきたいと思えます。

また、先ほど課長が申し上げたその他の空き家バンクの関係であるとか、空き家計画の策定であるとか、また現在も進めております遠州の小京都まちづくりにつきましても、その根底にはこのまちづくりの会で協議した内容を含んでいると、そのように私は考えております。

議 長
4 番議員

(中根 幸男 君) 4 番、平川勇君。

(平川 勇 君) 大変期待しておりますので、ぜひ新田赤松線以外にも、ここに書かれていることをスピード感をもってやって

いただきたいと思います。とにかくいろいろと森町遅れているねと、いろいろと他市町の人から言われています。とにかくスピードが大事だと。追いつけ追い越せ。こういう形で目標を持って、素晴らしい森町を作っていくって欲しいと思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。これをもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 (中根 幸男 君) ここでしばらく休憩します。

(午後 1時33分 ~ 午後 1時45分 休憩)

議長 (中根 幸男 君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、11番、西田彰君。

登壇願います。

質問は、一問一答方式です。

11番議員 (西田 彰 君) 11番、西田彰でございます。私は一問質問させていただきます。

令和4年度当初予算について伺います。

令和4年度予算編成も大詰めに入っているのではないかと思います。2年に及ぶコロナ感染症は、町民生活、暮らしに、企業活動に大きな影響を与えてきました。国の補正予算が閣議決定されましたが、来年度参議院選挙をにらみ、歯止めのかからない赤字国債発行であります。その現状に、ある官僚は「麻薬患者に麻薬を打つようなもの」と語ったと報道されています。それでも地方市町行政は、コロナ感染症対策費用等をはじめとして、国の支援はかせません。予算規模と具体的事業についてお伺いします。

1 コロナ感染症等に備えるために、医療、介護、福祉など保健福祉予算の充実が計られるか。

2 太田町長のもとで、新年度から「健康こども課」が新設されると、防災課、定住推進課、健康こども課の3課が新設されたこととなります。森町の課題として、人口減少対策、子育て支援対策と企業誘致は、喫緊の課題であります。「定住推進課」「健康こども課」「産業課」の新年度取組事業等具体的に示してほしいが、どう

でしょうか。

3 「建設課」の長年の課題である新田赤松線の令和3年度の進捗状況、そして令和4年度の計画を知りたいが、どうか。

4 全体予算規模はいかほどになるのでしょうか。

以上、時間の制約もありますので、簡略簡潔な答弁を求めるものであります。

議長 (中根幸男君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 西田議員の「令和4年度当初予算について」のご質問にお答えいたします。

新年度予算編成につきましては、10月に予算編成会議を開催いたしまして、11月に各課の要求を締切り、現在、新年度に向けて予算編成作業を開始したばかりでございます。したがって、個別の質問項目についての答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

予算編成会議におきまして、令和4年度予算要求について、基本的にはこれまでの方針を踏まえ、第9次総合計画に掲げた、「人の輪」(外部との交流)、「対話」(信頼の構築)、「調和」(人と自然)の3つの基本理念、そして、町の将来像「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」の実現を目指し、6つの基本の柱に沿った取組を具現化し、人口減少を克服し、活力ある町を今後も維持していく予算となるよう、事業の必要性・妥当性を吟味して、加えて行財政改革の推進による効率的かつ効果的な予算を、国の動向を注視しながら、財政上有利な財源を活用し編成するよう指示しております。

また、毎年、歳入見積りの参考としております地方財政計画につきましても、未だ国から提示されておらず、各種税制等の見直しなどさまざまな制度改正が今後進められていくと見込まれ、地方に関わりのある事項も不透明な部分がありますので、数値について詳細にお示しできる段階ではございませんこととお許しいただきたいと思っております。

一点目の「新型コロナウイルス感染症等に備えるために、医療、

介護、福祉など保健福祉予算の充実」について申し上げます。新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施するにあたり、速やかに接種を開始できるよう、準備のため補正予算をご承認いただいたところでございますが、オミクロン株と呼ばれる変異種が世界的に拡大しておりますことから、第6波への備えといたしましてもスムーズに3回目接種が行えるよう、国や県と連携し体制を整え、必要となる経費につきましては適宜予算計上してまいりたいと考えております。

二点目の「「定住推進課」「健康こども課」「産業課」の新年度の取組事業等について」でございますが、先ほど申し上げましたとおり、新年度に向けた予算編成作業を開始したばかりでございますので、新年度の取組事業等を具体的にお示しすることは差し控えさせていただきますが、すでに今年度の条例改正や補正予算の中でお示ししております事業といたしましては、健康こども課では、全ての子どもとその家庭への切れ目のない支援を実現するための「森町子ども家庭総合支援拠点」の整備により、子どもの育ちを保障する組織強化を図ってまいります。産業課では、森地区を中心に点在する古民家や蔵等につきましては、遠州の小京都としての重要な資源であると考え、これまで、その利活用について検討を進めてまいりましたが、その利活用の方針としてリノベーションの考え方を取り入れ、森地区中心部の課題と整備方針を示すことにより、遠州の小京都としての価値を高め、持続的なまちづくりを推進するための遠州の小京都リノベーション推進計画の策定に取り組んでまいります。

三点目の「新田赤松線の令和3年度の進捗状況と令和4年度の計画」について申し上げます。

新田赤松線の天宮区画整理区域境から役場前までの未整備区間の整備につきましては、令和2年度から国の防災・安全交付金の支援をいただき、事業に着手したところでございます。令和3年度からは、国の交通安全対策の個別補助事業による支援に切り替え、補償や用地買収等を本格的に進めることといたしました。

令和3年度の進捗状況でございますが、現在、5件の補償、用地買収の交渉を進めております。いずれも年内には契約締結の見込みで、概ね順調に推移しております。それと並行し、起点付近の本体工事につきましても年度末の完成に向け、発注の準備を進めているところです。個別補助事業といたしましては、「森・天宮地区」を整備区域と定め、区域内の交通安全対策を実施する計画としておりますので、新田赤松線の本体工事のほか、町道新町1号線等のグリーンベルトの設置や既設の町道新田赤松線の交差点着色工事も合わせて行い、令和3年度に予定している地区内の交通安全対策を年度末までに完了させる予定です。

令和4年度の計画についてでございますが、現在予算編成中であり、詳細についてはお伝えできませんが、来年度も引き続き、地権者等との合意形成を図りながら、補償、用地買収を進めるとともに、明治町公民館付近の本体工事を進め、第1工区の早期完成に向け、事業の進捗を図りたいと考えております。併せてグリーンベルトの設置等、地区内の交通安全対策事業も、今年度同様推進したいと考えております。新田赤松線の未整備区間の整備は、これからの森町のまちづくりに必要不可欠な事業と考えておりますので、引き続き事業推進に取り組んでまいります。

四点目の「新年度の全体予算規模」につきましては、国の制度が固まっていないことから、正確な数字で申し上げることは難しいところでございますが、主要な継続事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策事業、ワクチン接種事業については、引き続き状況を注視しながら取り組んでいくとともに、住もうよ森町新婚さん応援金、遠州の小京都推進事業、地域おこし協力隊や移住コーディネーター活動事業、ふるさと納税推進事業、小・中学校での情報教育及び英語教育推進、子ども医療費助成事業、森っ子出産祝い金、乳幼児一時預かり事業、また、国の防災・安全交付金を活用した橋梁長寿命化事業、舗装繕繕事業、そして、森町病院経営支援の繰出金等について、引き続き取り組むべきものと考えております。

加えて、起債償還金の増加による公債費の増加等とともに、公共施設等の老朽化対策に要する経費の増加が見込まれることから、全体予算規模は、本年度当初予算額を上回るのではないかと、現時点においては見込んでおります。

なお、繰り返しになりますが、今後、具体的な予算編成作業に入っていく段階でございますので、これらの内容の変更等もあろうかと思っておりますが、その点につきましてはご理解をいただきたいと思っております。

以上、申し上げますと答弁いたします。

議長 (中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) 説明いただきました。

それで①でございます。コロナ感染症等に備えるためにというところでございますが、今森町で保育園とか小規模の保育園施設が2か所ほどあって、待機児童というものはどのような状況になっているか、ちょっと知りたいわけですが、隠れ待機児童や待機児童というものは、現在はおられないのでしょうか。

それから公立森町病院の件ですが、今、国は公立病院の病床削減計画を進めようとしていまして、県もこれに付随して進めています。森町病院は、この病床削減問題はどのような対応をされるのか。コロナ感染症が心配される中で、病院の削減というのは私たちの命を守る砦としては、そのような削減計画に乗るべきではないと思っておりますが、その対応はどのようにするのか、まずお聞きします。

議長 (中根 幸男 君) 西田議員に申し上げます。令和4年度の当初予算についての質問ということで、待機児童であるとか、病院の病床数の削減については、質問事項から逸脱していると考えます。従って、質問の趣旨を少し角度を変えてお願いしたいと思います。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) この①の医療、介護、福祉、保健福祉予算、この中には当然この児童対策、そして公立病院の関係も入ってくると思っておりますよね。それを充実するかしないかということなので、そ

の中で充実された予算が作られるのかということです。

議 長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太田 康雄 君) 最初の答弁でもお答えをさせていただいておりますが、現在予算編成作業中でございます。もっと具体的に言えば、まだ町長査定に入っておりません。ですので、町長に対しても、来年度事業予算については各課から報告を受けておりません。そのような状況であるということをご理解いただきたいというのは最初に申し上げたとおりでございますので、個別の具体的な項目については、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

その中で、病院の件も、また子育て支援の件も出てまいりましたがけれども、それらについても当然重要な施策でありますので、予算配分をしてまいりたいと思っておりますし、病院の経営につきましては、答弁でも申し上げましたように、引き続き経営支援のための繰り出しを行っていくという考えに間違いございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) このようなあれですと、具体的な施策は示されないというような感じがします。

それでは、昨年の12月に元議員の山本さんが一般質問された中で、企業立地の基本方針を、プロジェクトチームを作って立ち上げて早急に検討していくと答弁をされています。このプロジェクト会議ですが、この会議はどこまでこの予算に反映されるのか、会議の状況を知りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長

(長野 了 君) 産業課長です。企業立地に関わるご質問でございます。

プロジェクト会議、プロジェクトチームを設けて、今年度当初からプロジェクト会議、プロジェクトチームについては、それこそ2、3か月に1回は開いて、いろいろな検討を進めております。企業の進出希望があった土地に関する課題解決、情報交換。昨年度の12月

の一般質問ですと、北戸綿周辺の企業誘致に関する一般質問だったと記憶しておりますが、その地域についても、その会議の中でのような現状、課題があるのか、どのように進めていくのかといったことを、その会議の中で検討をしております。

来年度予算にかかる反映ということでございますけれども、そこについても先ほどの町長の答弁のとおりでございますけれども、予算に反映するもの、しないもの、それに関わらず、産業課としては企業立地の推進ということで、その開発可能性がある土地について、鋭意検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) そうすると、その企業の誘致というのは、まだこれから検討し、また進めていくということになって、令和4年度の予算の中では、具体的にそれが実現する方向にはいかないということよろしいですか。

議長 (中根幸男君) 長野産業課長。

産業課長 (長野了君) 産業課長です。

今申し上げましたように、要はそこに企業を誘致、立地を推進するための現状と課題というのは出揃ってはきております。それに対して、町としてどの程度準備する、インフラをやるのかとか、今年度については、中川下につきましては道路整備、あとは上水道の整備等々を進めているところでございます。ですので、どこまで何をやるかということは、それこそ予算査定の中で検討していくべきものでございまして、産業課としてはそれに関わる予算要求を当然考えておりますし、それがどういった仕上がりなのかというのは先ほど申し上げたとおりでございますので、来年度当初予算に反映されるかどうかというのは、今後の検討次第ということでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田彰君) 次に、令和元年の12月、町長が次の選挙に出る前の年の12月議会ですが、ここでも新たな魅力発信ということ

で、これもロールプレイングトリップ、これをやっていくと。そしてそのときには4年間で足場を固めたとか、これで良いというゴールが見えているのがないというような答弁をされています。そして、次の4年には夢のある大胆な施策を力強くアクセルを踏むと言っています。それで、次の2年が経ちました。これを、町長は力強くアクセルを踏んでこられたのでしょうか。

議長 (中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) 私が二期目の町長に挑戦するにあたり、申し上げました言葉であります。ではその後どうであったかということではありますが、振り返ってみませば、令和2年度の当初から、また令和3年度も引き続きコロナ禍ということで、大変な未曾有の状況になっております。それは、議員の皆様もよくご承知のことかと思えます。だからこれができなかった、あれができなかったということではありませんが、そのような状況の中で、当然優先しなければいけないことは感染防止対策であり、感染予防に対する対策でありまして、令和2年度、そして今年度も幾度もの補正予算をお願いしながら、その度その度国から求められるもの、また県から求められるもの、そして町民の皆さんから求められるものについて、対応してきたということでございます。そういった中で、もちろんやりたいこと、やりたくてもできないことということも、限られた、制限された活動の中であったわけでありまして。だから力いっぱいアクセルを踏んだのかと言われれば、それは踏み込むことができなかったという方が確かではないかと思えますが、そのような中で、限られた職員数の中で、本来ならば2年も3年もかけて行うような事業を1年で遂行しなければならなかったという状況も考えますと、それ以上に別の事業、新たな事業に取り組んでいく、推進していくという余力は、なかなかそこまで職員に強いることはできなかったのではないかなと思っております。

そうは言っても、直接影響のない事業につきましては、先ほどお話をありました企業立地のプロジェクト会議、プロジェクトチーム

の創設でありますとか、会議の実施、また新田赤松線の進捗につきましても、こちらは計画どおり進めさせていただいておりますので、全てが予定どおり進んでいるかと言われれば決してそうではありませんが、その中でもやれること、やるべきことは実施をしまいったというように考えております。

議長 (中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) また、町が政策を進める場合に、当然各課が連携して、いろいろな重要案件を解決していかなければならないと思うわけです。そういった中で、平成28年度から導入している人事評価制度の中の組織目標6項目以内、まとめた目標の具体例、達成水準を、これは当然予算に反映されてくるものが入っていると思いますので、差し障りなければ教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長 (中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長 (村松 成弘 君) 総務課長です。西田議員のご質問にお答えをいたします。

人事評価制度における組織目標につきましては、その年度における各課の事業におきまして、各課職員がどのように関わっていくかというようなところ。それでまた、その各課の主要事業に対して、職員がどのような関わり合いをするかというようなところで組織目標を掲げておりますので、それが予算に反映するかということではなくて、逆に予算に基づいてどのように自分たちが関わっていくかというような形の制度となっております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) 今の答弁に関連しているわけですが、これ2年前ですが、今答弁にあったように、この組織目標について、これはそれぞれの課がどれだけ予算の政策を達成するためにどのようにやるかということで課でやるわけですが、第9次総合計画であるとか、町長マニフェストとか、施政方針、個別計画等を踏まえ、課ごとに設定をしていると。それで、これらについては、

町民に公表されていると答えています。しかし、その後続けて、この組織目標について課内の職員が業務目標を設定しやすいように、いつまでどのような方法でというような事項を具体的に盛り込むという記載をしていると。これは、町民への公表を前提として策定をしておりません、公表する予定はないと言っているのですね。これは少し矛盾するわけですが、やはり今、町が町民の1年間のいろいろな町民に対する政策をするその基本的なところも、この中に入ってくると思うのですが、当然予算をどのように使っていくかということも入ってきていると思うので、これはちょっと矛盾すると思いますが、いかがでしょうか。

議 長

(中根 幸男 君) 西田議員に申し上げます。ただ今の業務目標につきましても、現在行っています令和4年度の当初予算から少し逸脱する課題であるかと思えますし、もしその辺をお聞きしたいならば、事前に通告をお願いしたいと思えます。

その中で、今日企画財政課長もいますので、答弁できる範囲でお答えいただければと思います。

佐藤企画財政課長。

企画財政
課 長

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。ただ今の西田議員にお答えできる範囲内ということで、お答えを差し上げたいと思えます。

組織目標、いわゆる人事評価制度における職員個々の評価結果と、いわゆる政策、第9次総合計画であるとか、戦略であるとか、そういった行政施策に対する評価。こちらが片方は公表するけれども、もう片方は公表しないと。それが矛盾ではないかというご指摘かと思えます。

これにつきましては、まず政策評価につきましては、総合戦略でありますとか、総合計画。これにつきましては、9月議会の全員協議会の中で、それまでの進捗、PDCAサイクルに基づいて評価をして、議員の皆様等、あるいは有識者委員の方から意見をいただきながら、次年度に対して取り組んでいく、そういった形でローリン

グをして進めていると。その結果については、ホームページ等として公表しているというところがございます。

一方、人事評価の最終的な評価について前提として公表しないということがございますが、これについては、職員の個々の能力評価というところが関わるところでございますので、行政庁としての政策の評価というのと、個々の職員の能力の評価というのは、ここを一つ両方とも一緒くたにして公表するというのは少しそれはどうなのかと考えているところがございます。行政庁としての政策の評価については公表すべきであるけれども、職員の個々の能力、そういったものについてはそもそも人事管理上の課題でありますので、そういったものについては非公表ということで、町としては整理をしているというところがございます。以上です。

議 長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) それでは、数字的なものはほとんど示すことはできないということでもありますので、最後に、町長のマニフェストの中、これは当然人口減少に立ち向かうということであれば、予算的なものも組み込んでいかなければいけないと思うのですが、人口減少に立ち向かうという言葉には二つ見方があると思うんです。一つは、減少を止めて増加させていくことか、もう一つは、減少は止められない。しかし、減少しても行政水準、町民サービス、権利義務は維持していく。そのように捉えているのか、二つあると思うんですね。町長はもう現在6年目に入りましたけども、人口減少をなかなか止めることができなくて、今1万7,800人ぐらいになっているわけですが、ここを町長はどのようにこの人口減少に立ち向かうというのは見ているのでしょうか。最後にお聞きします。

議 長
町 長

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) 人口減少に立ち向かうとはどういう意味で捉えているかというご質問でございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略等でも人口問題について取り上げているわけですが、ここでは計画として、森町においては人口を増やすという計画にはな

っておりません。人口減少のその幅をいかに緩やかにしていくかということが、計画の目標になっております。ですので、私といたしまして、人口減少に立ち向かうというのは、人口を増やすという、もちろん人口が増えればいいわけですが、現実的に考えて人口減少の減少幅を緩やかにする。それとともに、人口が減少しても活気のある町を維持をしていく、住民サービスの低下を防いでいくということが、人口減少に立ち向かうという意味の捉え方であります。

議長 (中根 幸男 君) ここでしばらく休憩します。

(午後 2時19分 ~ 午後 2時29分 休憩)

議長 (中根 幸男 君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、5番、川岸和花子君。

登壇願います。

質問は、一問一答方式です。

5番議員 (川岸和花子 君) 5番、川岸和花子です。通告のとおり、以下の質問をさせていただきます。

空き家対策について。

1 移住定住の促進を図るため、町では「空き家バンク」が開設されているが、12月2日現在、土地と家屋の売却物件は登録されているのに対し、賃貸物件は0件である。しかし、実際に移住を問い合わせられる方々の多くは、まずは賃貸物件を求めてこられるので、ニーズに合っていない。賃貸やお試し移住をより促進するために、さらなる施策が必要と考えるが、どうか。

2 町中の空き家、空き店舗、もしくは貸し出しても良いと考える物件、この貸し出しても良いと考える物件とは、完全に空き家というわけではなく、一部住宅に住んでいたとしても空きスペースを貸し出してもいいというような考え方の、貸し出しても良いという物件の意味です。この賃貸を促進するために、補助制度の策定などをしてはどうか。

出店事業者の増加や、「遠州の小京都森町」の古民家などを活用した観光機能の充実と、おもてなし体制の充実につながり、町の魅

議
町

長
長

力向上と町民のおもてなし力の強化になると考える。

(中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田 康雄 君) 川岸議員の「空き家対策について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「空き家・空き地バンクの賃貸やお試し移住を促進するためにさらなる施策が必要ではないか」について申し上げます。

町の空き家・空き地バンクにつきましては、正式名称を「森町移住定住促進空き家・空き地バンク」といい、森町の空き家等の流通を活性化することで、移住・定住人口を拡大させ、地域活力の維持及び増進を図ることを目的に、平成29年9月に実施要綱を制定し、同年11月から制度の運用を開始しました。

それ以降、町内回覧、広報もりまち、ホームページ等を活用し、広く制度周知、物件紹介を行い、空き家・空き地バンクの活用促進を図っております。

制度発足から現在までの空き家・空き地バンクの実績は、登録を希望する申請が70件、登録したものが40件、その内、成約に至ったものが15件でございます。その中で、空き家の賃貸物件につきましては、申請が18件、その内、登録したものが10件、成約に至ったものは9件に上り、賃貸物件は登録されればすぐに成約となることがほとんどでございます。これは空き家・空き地バンクが活性化し、物件の流通が促進されている状況と言えますが、片や賃貸物件の需要に対し、供給が追いついていない状況でもあります。賃貸物件が少ない理由としましては、前提として空き家・空き地バンクにおいて取り扱う物件は、そもそも民間での流通性の低い物件が多く、物件数もそう多くはないということがございます。さらに、空き家のバンク登録に際しては、多くの所有者が賃貸よりも売却を希望されることが要因となっております。それは、遠方に住まわれている方が相続によって空き家の所有者となったものの、自身が活用する意思はなく、ご近所や町内会との付き合いや思い入れもないため、売買によって全て手放すことを望まれることや、成約後の建物や設備

の修繕費について、貸主として負うべき将来負担に躊躇し、賃貸ではなく売却を希望されることによるものです。

議員ご指摘のとおり、移住希望者はお試し移住の住居として賃貸物件を求める傾向にあるため、現在、ミスマッチが生じてしまっており、移住希望者に対し十分な提案ができていない状況であることは否めません。

ご質問でご指摘のあった、賃貸物件を増やすための手法として考えられるものとしたしましては、空き家の「サブリース」というものがございます。これには事業者によって様々な形がありますので、一般的な例を挙げますと、民間が主体となる団体などが空き家所有者から空き家を借り上げ、その空き家のリフォームを用い、賃貸物件として貸し出せる状態にしてから利用希望者に又貸しするというものです。利用者からの家賃は、貸し出し前に行ったリフォーム費用や収益などの経費を上乗せしていますので、空き家所有者もサブリース業者から一定の賃貸収入が得られます。そのため、空き家を貸し出すことによって発生する金銭的な負担を減らすことができますし、空き家物件の管理をサブリース事業者が所有者の代わりに行ってくれることから、空き家を貸し出すことで様々な発生するトラブルの心配をしなくてもよくなるという利点がございます。

また、現在の空き家バンクの制度では認めておりませんが、空き家利用の契約時に「建物及び設備に傷や汚れ、修理が必要な故障等がそのままになっていることや、築年数が長いことによって傷んだ部分があることを借主が承諾する」という条件で、貸主が空き家の修繕をすることなく現状のままで賃貸し、借主が自費で借りた空き家を改修できるようにするといった、様々な特記事項を付け加える方法も考えられます。

町といたしましても、賃貸物件の掘り起こしを含めた空き家・空き地バンク制度の問題点を、解決すべき大きな課題として捉えています。その対策の一つとして「空き家の利活用と定住コーディネーター」をテーマに、地域おこし協力隊員を今年度7月に新規に委

嘱したところでございます。具体的な活動として、移住コーディネーターと連携し、地域の方々のご協力をいただきながら、空き家物件の掘り起こしを進めております。三倉・天方地区から調査を始めており、今後町内全域を対象に調査をしていく予定です。加えて、現在の隊員2名については、農家民泊施設の開業を目標としており、将来お試し移住体験の施設となることを期待しているところでございます。

また、今年度新たに、空き家・空き地物件の掘り起こしと問題空き家の早期対策を啓発するため、固定資産税の納税通知書全てに空き家・空き地バンク制度の紹介と適正管理をお願いするチラシを同封いたしました。これは、空き家になってからの時間経過による流通価値の低下や、周辺環境への悪影響といった問題が表面化してからは、問題解決がより困難になるため、対応に困る空き家そのものを新たに発生させないための対策でございます。このチラシをきっかけに空き家・空き地バンクの登録につながる相談もあり、今後も継続してこのような効果のある情報発信を行ってまいりたいと考えております。

さらに、昨年度から検討しておりました「空き家付き農地の取得制度」を本年度から開始したところでございます。移住希望者から寄せられる相談の中で多いのが、「古民家に住みながら、農業を始めたい」という案件でございます。東京圏などの都市部から地方に移り住み、移住者の仕事や居住環境などライフスタイルそのものを大きく変える移住、いわゆる「地方移住」がテレビや雑誌で取り上げられ、関心が高まる中、農家の後継者不足、耕作放棄地問題の解消になり、地域活性化にもつながる成功例として紹介される機会が増えてきています。移住希望者の方々もそのような移住後の生活イメージを森町に期待されているのだらうと分析しております。

今までは農地取得の下限面積の要件がネックとなり、小さな面積の農地の売買ができませんでしたが、「空き家付き農地の取得制度」は町内の空き家へ移住・定住する方に限り、その要件を緩和するも

のです。空き家とセットの場合に限り、現在地区ごとに定められた下限面積よりも小さな面積の農地を取得することが可能になりました。

その一方で、空き家と農地などを手放しても良いという意思はあるものの、所有する広大な農地を全て一括でなければ売却不可であったり、譲渡後に田畑の草刈りなど保全管理を適切に行える技術や農機具を有している移住者でないと譲りたくないといったりと、所有者の希望と移住希望者との間にミスマッチが生じるなど、様々な課題があります。これまでこの条件緩和策に該当する相談案件が2件あったものの、実績は0件となっております。所有者と利活用希望者の双方の意見に耳を傾け寄り添い、丁寧な説明を行うことで本制度が有効に活用され、より一層の空き家利活用及び定住が促進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

二点目の「空き家、空き店舗等の賃貸を促進するために、補助制度を策定してはどうか」について申し上げます。

令和2年度に、空き家・空き地バンクに、登録可能な一戸建て空き家の家財道具等を搬出したり処分したりする場合に、その費用の一部を補助する「空き家家財道具等処分費用補助金制度」を創設し、本年度から補助対象費用に床や壁などの汚損に対する清掃費を加えることで制度を拡充したところでございます。ここまでの利用状況につきましては、令和2年度に申請が3件、交付が3件、令和3年度は11月末現在、申請が4件、交付済みが1件となっております。なお、申請に向けて準備中の案件が4件ございます。令和2年度にこの補助金を活用した空き家物件につきましては、3件全てが成約となり、そのうち2件は移住者が入居してくださっております、高い事業効果を感じているところでございます。さらなる制度拡充につきましては、個人の資産であり、本来は所有者が行うべきという考えもあるため、どのようなニーズがあり、どんな対策が効果的であるか分析し、検討してまいりたいと考えております。

また、現在、空き家・空き地バンク制度は、居住を目的とした建

物又は住宅を建築できる更地であることが登録条件となっており、利用希望者においても、居住又は定期的な滞在を利用要件としておりますが、今後は空き店舗や店舗用敷地など、地域の活性化につながるような事業活用も対象となるよう制度改正の検討を行っており、来年度からの適用を目指しています。

また、森町の魅力ある地域資源を活かしたビジネスの育成・継承や町内外からの新しい店舗展開等を促進する産業振興の観点から、起業及び事業継承に係る支援策を、今後、商工会等と連携しながら検討していきたいと考えております。

最後になりますが、議員ご指摘のとおり、空き家・空き店舗などに対する様々な支援策が、町の魅力向上と町民のおもてなし力の強化につながるということにつきましては、全く同じ気持ちですので、議員ご自身が森町への移住者でいらっしゃることから、移住・定住促進に効果的な施策の立案と実施に関して、そのご経験に基づくお知恵を拝借できれば幸いです。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 人口減少、そして空き家が増えるというのはもう全国的な問題ですので、国の政策としても地方移住を進めていくという方向に進んでいくと思います。また、空き家が増えるということに関しても、それを活用促進していくということは間違いない方向になるとは思っております。

また、人の働き方もテレワークであるとか、サテライトオフィスで働くとかということで、必ず東京圏にいないといけないということもなくなってきております。また、人々の価値感も、自然の多い中で暮らしていきたいとか、子育てをしたいとか、また先ほどおっしゃったように古民家に住みながら農業をやってみみたいとか、いろんな要望が出てきております。

先日、定住推進課に訪ねて行きましたが、移住された方というのは30代という若い方も意外と多くて、30代、50代が多かったのが印

象的でした。もちろん森町はすごく交通の便もいいですし、また文化も深くて、魅力的な町でもあります。そして、最近テレビでも結構特集されていて、近隣の市町村の方々は森町というとすごくいい印象を持っておられるという印象があります。テレビで紹介されたことで、その人気のお店に来ているというお話も大変多く聞きます。

それで、森町は第9次森町総合計画の6つの柱のうちの、「活力・情報発信」というところで、交流が盛んで賑わう町の戦略的なPRとして、町への移住交流人口の拡大を目指す、その受け入れ体制の充実を図ると明記されております。その点から、空き家情報の発信として、移住定住促進サイトの「TENCOMORI」を開設して、空き家バンクを設置しているということですが、実際、いろんな市町村を見ても、一戸建ての賃貸って本当に少ないんです。なかなか出てこないということで、不動産屋さんに行きました。そしたら、やはり中古住宅というのは、どうしても手を入れなければいけない、使い古しと言えばそうですけど、やっぱり築年数が経っていますし、老朽化、修繕が絶対必要で、販売するならまだしも賃貸というと、不動産屋さんにとっては家賃の2か月分とかそんな感じの収入にしかならないので、基本の家賃はその所有者が持つていくということで、仲介手数料ぐらいにしかならないし、手間もかかるということで、扱いたくないというのが正直なところでした。

定住推進課さんにしても、一件一件本当に丁寧に対応していただいていると思います。なぜかという、個人の所有物であるし、皆さん生活はそれぞれ違うからであって、絶対に町を通しての移住というわけでもなく、知り合いの方の紹介で入るとか、また移住コーディネーターの岩瀬さんが一人一人対応されていて、町と連携されて、今は地域おこし協力隊の方と一緒に活動して、空き家の調査もしていただいている。そしてまた、家が空いたよって地元の議員さんに連絡があるとか、そういうこともあって、必ず町を通してということではないのですけれども、入ったとしても、空き家はやっぱ

り増えていっている。あそこ人がいなくなったよとか、施設に入られたよとかということで空き家は増えていると想像します。

私も移住してきて一軒家をお借りしているんですけども、初めは、当然そういう物件は流通していないので、この建物の北側にあるアパートに入るという予定で契約しようとしていました。でも、入れたのは知り合いの方に繋がってご紹介いただいたという点ですけども、かといって、今の大家さんが素直にはいどうぞって貸してくれたわけではなかったわけです。

前回の産業課さんの平成30年のアンケートで、空き家として活用してもいいと思っているけど活用しない理由として、やはり家財道具が残っていると、そのまま残ってるという点が一番多かったですよ。その建物に思い入れがあるから、そういう人に貸したり売ったりはしたくない。年に1回祭りのときに使うとか、そういう物入れとして使っているよというようなことです。

そこで、先ほどの家財道具処分の補助金で背中を押すという施策になったわけですけども、やはり貸し出すというのは、貸す方のリスクが結構大きいと思います。やっぱり荷物の片付け、老朽化したものの修繕。私が借りたときも、割とリフォームされたお家だったのですが、やはり下水の浄化槽がもう老朽化していましたし、そこに繋がる下水管も手直しが必要ということで、それを機会に下水工事をしてくださって、結構お金がかかっているんです、貸してくださるにも。あとは誰が入るかというのも、やはり貸す方にしてはすごく大きな問題で、町を通して紹介で来られた方ならまあ安心だろうという点はあると思うのですが、やっぱりその信頼に辿り着くまでが、貸す人が貸そうと思うまでも、やっぱりハードルが高いと思うのです。

そこで、やっぱり人を増やして移住を増やしていくためには、その空き家になっているところを貸し出すところという受け皿が絶対に必要になってくるので、増やしていかなければいけないというところですけども、私一般質問で去年の9月に同じような質問をさ

せていただいております、そのときも家財道具の処分の補助金が始まりましたが、やっぱり修繕にかかったりとか、そういうところは必要じゃないかと。そのままいろいろとハードルがあるからとなっていることで、どんどん建物が老朽化して行って、あのときなら再利用できたのに、もうちょっとこれを直すというと手が見つからないというような悪循環に陥るといった問題は、町長もそのときも自覚されております、また、その制度を拡充するということも検討していきたいとおっしゃいました。

先ほどもおっしゃったように、個人の持ち物であって、本来は個人がお金を出して修繕するものですが、やはりそう言っていると、空き家はどんどん老朽化していきます。空き家というのがあることでその空間の空気が止まって、また草が生えたりとかいろいろな問題が起きてきて、特定空き家とかになっていくんですけど、そのマイナスのポイントよりも、貸すことで少しですけど家賃収入が毎月入ってくるとか、住むことでその思い入れのある家が管理されて継続して存在するとか、庭の管理とかも、年に何回とか気を使って近所の人に迷惑かけてないかなとかずっと心配しながらいるんじゃないかと、住んでいることでちゃんと管理されるというメリットを強調しながら、地域の活性化にもつながるよというようなことを伝えながら、さらに、器、受け皿としての空き家を掘り出すという意味でも、今一度家財道具処分の補助金プラスの拡充の制度をどう検討されておられるかを質問させていただきます。

議長
定住推進
課長

(中根 幸男 君) 森下定住推進課長。

(森下 友幸 君) 定住推進課長です。川岸議員のご質問にお答えします。

ご質問は、賃貸物件の空き家の掘り起こしのために、いろいろな支援策の拡充を考えたらどうかということで、どういう検討をされているかということですが、現在ここでお答えできる内容については限りがあるのですが、担当課としては川岸議員からお話が合ったとおり、賃貸物件についてはリフォーム、それから修繕とい

うものが、必ずつきまどってきます。それがハードルになっている。その費用負担さえ何とかなれば貸してもいいよという方がいらっしゃるのでは、その空き家のリフォームのための補助金というのが必要ではないかということで検討しておりますが、町長からの答弁がありましたように、個人の財産への補助ということになりますので、そこについてはまだ検討段階ということになります。

それから、町長の答弁の中にもありました空き地・空き家バンクの制度で、今は人が住むということが条件になっておりますが、そういった住むだけではなくて、事業活動に使うとか、空き店舗として使うだとか、移住そのものではない活用についても使えるように制度拡充したいということで、こちらの方は答弁にもありましたように、来年度を目処に実現していきたいと考えております。以上です。

議 長
5 番議員

(中根 幸男 君) 5 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 費用拡充の点はまだ検討段階ですというご答弁ですけれども、今年度から実施されています住もうよ新婚さん応援基金ですけれども、先日伺わせていただきますと、その制度のおかげで移住実績が去年の2倍になっていると。去年11件辺りだったのが、今年は22件になっている。そのうちの住もうよ新婚さんで別の市町から来られた方が9件あるということで、実績が出ていると思います。これは縛りが1年なので1年は住んでくださいよということなので、その後はちょっと分からないですけれども、アンケートの結果も拝見しますと、経済的な不安が解消されたとか、また、それを受けたことで地域に応援されていると感じたとかすごくいい印象で、50パーセントの人が森町に住むきっかけになったとおっしゃっているアンケート結果を拝見しました。

その上限30万円ですけども、やっぱりお金を出すと、そうやって結果が見えるというように思うんですね。やっぱり今の課題としては、空き家を手放せないとか、空き家を貸し出そうとか、人に売却しよう、貸し出そうという人を掘り起こすためのものなので、

埋もれている物件をあぶり出すという目的で、改修費用の補助金を設けてはどうかと思います。

他の市町でよくやっているのは、移住してきた方に改修費を出しますよとか、子育て世帯の方に限り補助金を出しますよというものではなくて、持っている方に、もうここ水道もちょっと補修しないと貸せないよとか、床がどうこうで貸せないよという方に、所有者に出す補助金ということをするれば、それも一つ背中を押す施策になるかと思うのですが、いかがでしょう。

議長 (中根 幸男 君) 森下定住推進課長。

定住推進課長 (森下 友幸 君) 定住推進課長です。ご質問にお答えします。

議長 空き家の賃貸物件を増やすため、所有者に金銭的な支援をしたらどうかというご質問でしたけれども、先ほどもお答えしましたとおり、個人の財産に対して税金で支援をするということについてはいろいろ検討しなきゃいけない要素がありまして、他の市町では行われているという情報は得ておりますけれども、森町では今のところ実現できる状況ではないということで、まだ提案している状況ではないです。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子 君) 了解しました。個人の所有物ではありますが、それが町の財産でもあるという意識で拡大していてもいいのではないかと、私は思います。山梨県の身延町なんかは、割と賃貸の一軒家が出ているんです。なので、あれは多分行政の施策として何かされているんじゃないかなと思っています。

私が見た中で、これは東北ですけれども、河北町のちえっと移住体験住宅というのをインターネットで調べてきました。これは本当に普通の一軒家を、利用期間が3泊4日から7泊8日ということで1週間ぐらい移住して体験してくださいねというような建物を、四つぐらいだったかな、例えば天方なら天方、森なら森みたいなところで各地域に一軒ずつそういうお試し移住住宅を確保して、そこに無料で体験してもらおうということです。ここは東北の山形県なので、

農業体験のそういう交流とか移住とかというのを求めているので、そういう施策もあるみたいですけども、1週間ぐらい住んでみるというお試しもやってみてもいいのかなと。そのためには、まずやっぱりそういう空き家で、こういうお宅を掘り起こさなきゃいけないんですけども、でも先ほど地域おこし協力隊の方が民泊を計画されているということですけども、それがいつになるか分からないですが、三倉・天方に来られているお二人の方は結構活発な方なので、そんなに遠くないんじゃないかと想像しているんですけども。やっぱりそういう、例えば森の街の方にもこういうところを一つ確保するというのもどうかなと思いますけれども、そういう点はいかがでしょうか。

議長 (中根 幸男 君) 森下定住推進課長。
定住推進 (森下 友幸 君) 定住推進課長です。ご質問にお答えします。
課長 お試し移住体験施設についてのご質問にお答えします。

令和2年9月の川岸議員の一般質問の際には、町で今お試し移住施設を設けるため検討中だというお答えをさせていただいていたんですけども、その後、実際その準備を進めていくうえで、やっぱり建物の改修、耐震化ですとか、浄化槽ですとか、そういったものに非常に費用がかかるということで、具体的に検討していた物件が福田地にあったんですが、その件については断念をいたしました。その後、三倉小の教員住宅がまだ残っておりましたので、そちらも使えないかというご提案があってそちらも検討したんですけども、やはりリフォームに非常にお金がかかるということで、そちらの方も断念しているということがあります。その点をご報告させていただきます。

それから、移住体験住宅、移住体験施設、そういったものを考えられないかということですけども、手元にいわゆる「JOIN」、一般社団法人移住交流推進機構が去年の2月にまとめた報告書がございます。その中から少し答えさせていただくと、全国各地で移住体験施設というのは取り組まれていて、自治体のうち約4割がその

施設を保有しているということが分かっております。それで、実際やや増加傾向にあるということですが、その体験施設を持っている自治体の調査によりますと、半数以上が実際の移住定住には繋がっていない。それから、施設の維持管理コストが大きくて、負担が大きすぎる。それから、移住体験施設に取り組んでみたものの、移住定住という目的に対する効果が十分に達せられず、一方で、維持管理コストが自治体の大きな負担となっていて、体験を中断してしまうというような自治体も結構あるということで、確かにこの移住体験施設というのは効果的ではないかということで研究はしているのですが、実際先進的にやっていたらっしゃる自治体を見ても、そう移住定住にそのまま繋がらないという結果が出ていまして、こういった報告書なども参考に、今後移住体験住宅施設の持ち方については、検討していきたいと思います。それは町が直接保有するのか、それとも先ほど議員からあった協力隊が民泊施設を設けるだとか、いろいろあり方があると思いますので、そういった点で今後も検討を続けてまいりたいと思います。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 了解しました。そういうことも検討しながら進めていただいているということで、良く分かりました。

次の2番に行きます。先ほどから何度も出ております遠州の小京都リノベーション推進計画等も、進んでいるその遠州の小京都まちづくり基本計画というところですけど、もてなすというところで、まち・ひと・ものを活かしておもてなしするというところで、町並みの景観の保全整備・活用の中の森町の観光まちづくり戦略のところ、問題点として、来訪者から遠州の小京都を求めて来られるのだが、古い町並みが消失していきかけているということで、今、小京都リノベーション推進計画が進んでいるということですが、もう一つの問題点として、宿泊施設、飲食店、お土産店等が少なく、十分じゃないというのも、もう既に問題点として出されております。

今年は小国神社も紅葉の時期、ちょうどコロナもおさまったということで、かなりの観光客が押し寄せたらしく、お正月の人手よりも多かったと小国神社の方がおっしゃっておいりました。そのまま大洞院にも紅葉、今回新聞にも載ったりして、そちらも混み合ったということをお伺っております。

それで、たくさんの方が来ていただいているのですが、小国神社の辺りにはことまち横町をはじめ、神明通りの商店の方々が頑張っていると思いますので、観光客の方にもたくさんお金を落とさせていただいているとは思いますが、では、森町全体としてどうかということ、やはり町でお金を落とさせていただくところが少ないと、私は感じるのですが、この小京都リノベーション推進計画もそうですけど、この本町から城下にかけてのこの街中に人を呼んでいこうという基本的な思いがきちんとあるのかということ、そういうことを考えているのか、人を呼ぼうとしていますかということをお伺いさせていただきます。

議長 (中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長 (長野 了 君) 産業課長です。川岸議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

街中に人を呼ぼうとしているかということでございます。先ほどから、リノベーション推進計画ということで、今策定を進めているところでございます。要は、そういう思いがなければ遠州の小京都リノベーション推進計画ということには踏み込んでいないのかなと思っております。遠州の小京都リノベーション推進計画というものに関しては、繰り返しになるかもしれませんが、現在町が抱えている課題でもある跡地利用でございます。あとは、歴史的文化的と位置付けられる建築物の保存及び利活用という視点がございませう。今申し上げました歴史的文化的建築物の利活用として、旧児童館及び旧静銀森町支店の跡地の利活用をどうするか、旧周智高跡地をどうするか。また、天竜浜名湖鉄道遠州森駅前をどうするか、旧さざんか荘の跡地をどうするか、庵山公園をどうするかといったも

のをトータルとして、エリアとして捉えて、いかに魅力あるまちづくりをするか。そのまちづくりの切り口、テーマとして、遠州の小京都というテーマの切り口でまちづくりを図っていきたいというような趣旨の全庁的な取組でございます。

そういったものを進めていって、そこに財源もいるし、いろんな町民の方々の協力もいるし、一朝一夕にできる事業ではございませんけれども、そういったところをいかに施設整備をするのか。それとも、民間の力を借りて利活用するのかといったところを含めて、観光振興という観点だけではなく、産業振興でありますとか、地域振興、文化振興、ひいては移住定住、交流関係人口の創出。これは要はその施設をどうするか、跡地をどうするかということによって変わってくるわけですが、そういった視点で活用方針を策定、設定していって、森町の存在価値をあげて、森町に注目していただいて、住んでいる人も誇れる町になり、また周辺、または遠くからも訪れていただけるような町にしたいという思いの最初の一步の事業でございます。そういったものを進めていく中で、リノベーション推進計画が少しずつ出来上がっていければ、それに引きずられて街中の方々とか、また街中ではない森町の方々も、森町の価値というものを再度見直していただいて、より良い町に繋げていきたいという思いでございますので、そういった今川岸議員がおっしゃった思いがなければ、リノベーション推進計画というものには着手していないと考えております。以上です。

議長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) ありがとうございます。私も同じ思いでございます。

そして、先ほど新田赤松線の話も出ましたが、そういう都市整備と同時に、都市計画マスタープランにある都市整備と同時進行で、遠州森町バス停辺りを中心に歴史ある町並みを、人を呼び込むための周辺の魅力増進という観点からも、その方向に進んでいただきたいと思っております。

そして次のスライドですけど、これは石川県の鶴木街道というところで、白山市というところの記事ですけれども、5年間空き家であった。そこをリノベーションして、こういう何となく今風な、古民家だけど今風な店舗が並んでいくと素敵な街になるよねというような、ちょっと理想的な写真だったので挙げさせていただいたんですけども、このお店はもともとその前も商売をやっていて、全然住んでいたところを全改修してやったというよりは、以前に商売をやっていた古民家をもう一回ケーキ屋さんにリノベーションしたということです。何が言いたいかというと、先ほどの遠州の小京都リノベーション推進計画は長期的計画になると町長がおっしゃいましたが、長期的計画も大切だと思います。どこへ向かっていくという擦り合わせというか、同じ方向に向かっていくということは大切だと思いますが、同時に、短期的に走りながらやっていかなければいけないところがあるんじゃないかと。なぜかという、森町の商工の部分で、やはり皆さん後継者で苦しんでおられたり、お店を閉めたり、そういうところがなくなってからリノベーション計画の目標ができて、もう間に合わないんじゃないか。また、先ほど言ったように建物も老朽化していくというところで、地域資源がなくなってしまうというその焦りも、皆さん当然共有して持っているものだと思うのですけれども、そういう意味でも、先ほどからビジネスの起業とか、事業継承に商工会と協力しながら支援策を来年度から考えているというところはすごく希望を持っているところですけども、その点について、詳しく教えていただけたらと思います。

議 長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。川岸議員の再質問にお答えいたします。

先ほど最初の答弁の町長の答弁の中で、森町の魅力ある地域資源を生かしたビジネスの育成・継承や、町内外からの新しい店舗展開等を促進する産業振興の観点から、起業及び事業継承に係る支援策を今後商工会等と連携しながら検討していきたいと答弁させていた

だいたところでございます。この支援に関しては、主にその切り分け方としますと、創業という観点と、今川岸議員がおっしゃった事業継承という観点が二つございます。こういった観点を整理しながら、検討していくのかなと考えております。

この支援策を検討していくにあたって、課題なり確認していかなくちゃいけないことがあるとは考えております。進出したい業種によってリフォームの内容が変わってくるといったことや、町内において起業に関する相談実績というのがどのくらいあるのか。そういったお気持ちを持つての方がどれくらいいらっしゃるのか。また、今やっている方で、誰かに事業を継いでもらいたいのか、また、継ぐ人がいないのか。はたまた、今ご案内のように、森町の店舗に関しては店舗兼住宅ということで、店舗は休んでいるけども住宅として使っているという方がいらっしゃるといった大きな課題もございます。そういった意味で、そういった店舗や空き家が実際にあるのか。あとは、創業なり事業承継する範囲。それは町全体で考えるのかどうか。あとは、支援する業種を限定するのかどうか。または、森町の特徴を生かした支援策。例えば事業支援、事業継続する際に、森町の地域資源を生かした業種だけに絞るのか等々、いろんな課題が現時点でも上がっておりますので、そういった課題をすぐにはやはり、当然できるだけ早い方がいいんですけども、しっかり課題やそういったスキームを整理しないと混乱を起こしますので、そういったものを整理したうえで、支援策の検討を進めていきたいと考えております。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員

(川岸和花子 君) ありがとうございます。商業というのがやはり盛んにならないと、町は盛り上がらないというのがあると思うんです。森町の中心部も昔は商店がたくさんあったということで、今は使っていない、でも住宅にはしているというところも掘り起こせばあると思うんです。森町に今現在やってきて頑張っている小さなお店もたくさんありますし、人気のお店もたくさんあります。新

町辺りにもテレビで話題になったお店もありますし、新しく出されたところとか、話題のラーメン屋さんとか、飯田には話題のベーグル屋さんとか、そういういろんな方が頑張っておられるのを、やっぱりそういうのがすごく大切だと思いますし、産業課さんも商工会と共に企画をやっていただいたりして、すごく希望が見えるところもたくさんあると思います。

それで、今言っていた創業とか事業継承というところに絞るのが本当にいいのか。まずは、例えば空き店舗の掘り起こしと同時に、創業でなくても借りられるような、支援ということがリフォームに対する支援という形になるか。そこのちょっと具体的などころを最後に教えていただけたらと思います。

議長 (中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長 (長野 了 君) 産業課長です。川岸議員の質問にお答えいたします。

要はどういった支援かということでございますけれども、要は何をしたいかというところで変わってくると思います。産業課が産業課としてやる創業支援なり事業継承支援というのは、基本的にはあくまで産業面、産業政策としての支援という整理をしてスキームを作らないと、それが空いているところを何とかするんだということと事業を混ぜてしまうと、うまくいかないと考えております。何を目的にするのか。先ほど最初のご質問でございました、空いているところをどうするのかという切り口の支援のあり方と、そこで産業政策として、商業なり事業継承も含めてを活性化していくのかという視点の切り口のスキームの作り方というのはおのずと変わってくると思いますので、そこは町としてどちらを優先するのか。空き家、空き店舗の解決を主目的とするならば、当然スキームの作り方は変わってきます。そうではなくて創業、例えば事業継承という視点であるならば、そこは空き店舗でなくてもいいわけです。なので、そこは事業の目的をそこで混ぜてしまうとしっかりしたスキームができませんので、町としてそこは今後調整して、産業課とすると創業

支援、結果的に当然空き店舗なり空き家の課題解決に繋がるとしても、まずそういった視点で事業を整理、仕組みを作っていくのかどうかというのは、今後検討していくことと考えております。以上です。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩します。

(午後 3時22分 ~ 午後 3時35分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、6番、岡戸章夫君。

登壇願います。

質問は、混合形式です。

6番議員 (岡戸章夫君) 6番、岡戸章夫でございます。

私は、通告のとおり、来年度の政策の骨子についてどのように考えているか。町民との町長と語る会について再開する考えはあるのか、の二問について町長にお伺いいたします。

令和4年度は太田町政2期目の折返し地点であります。2期目の前半は新型コロナウイルス感染症の対応を優先してきたと思われるため、いくつかの計画していた施策が実施できなかったことと思われれますが、こうした中でも国や県の指示による施策等については迅速に対応を進め、町民の安全・安心に繋がっていることから、大変評価できるものであります。

しかしながら、このような状況下でも、町の発展や行政サービスのさらなる向上に向け、町独自の施策についても、スピード感を持って進めていかなければならないと考えております。そこで、まずは令和4年度の骨子についてどのように考えているか、お伺いいたします。

次に、「町長と語る会の再開は。」についてです。

町長が就任された当初は、町民が町長と直接意見を交換出来る場として「町長と語る会」が開催されてきましたが、現在はそのような場がなくなってきております。コロナ禍で人の集まりが制限されてきた中で難しい面があったかと思いますが、ある程度落ち着いて

きたならば、また再開し、直接町民の声を聞く場を設ける姿勢が必要ではないかと考えます。ITの活用も選択肢の一つとしてあり、手法や形式にとらわれることもないと思いますが、町民との信頼関係があつての町政運営と考えることから、再開について町長の考えをお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長 (中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。

まず冒頭、私の2期目前半につきましては、議員ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大への対応を優先してまいりました。

また、そのことにつきまして評価をいただきましたこと、ありがとうございます。これには、議員の皆さまにもご理解ご協力をいただいたことございまして、改めて感謝を申し上げます。

初めに、「令和4年度の施策の骨子について」申し上げます。

先ほどの西田議員のご質問でもお答えしましたが、新年度予算編成につきましては、10月に編成会議を開催いたしまして、11月に各課の要求を締切り、現在、新年度に向けて予算編成作業を開始したばかりでございます。したがって、個別の質問項目についての答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

しかしながら、令和4年度予算要求につきまして、基本的にはこれまでの方針を踏まえ、第9次総合計画に掲げた、「人の輪」(外部との交流)、「対話」(信頼の構築)、「調和」(人と自然)の3つの基本理念、そして、町の将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現を目指し、6つの基本の柱に沿った取組を具現化し、人口減少を克服し、活力ある町を今後も維持していく予算となるよう、事業の必要性・妥当性を吟味し、加えて行財政改革の推進による効率的かつ効果的な予算を、国の動向を注視しながら、財政上有利な財源を活用し編成するよう指示しております。

先ほど申し上げましたとおり、新年度の町独自の施策を具体的にお示しすることは差し控えさせていただきますが、すでに今年度の

条例改正や補正予算の中でお示ししております事業といたしましては、健康こども課では、児童福祉法の改正に基づき国より全国の市町村へ令和4年度までに設置するよう求められている「森町子ども家庭総合支援拠点」の整備、加えて町独自の施策といたしまして、産業課では、遠州の小京都としての価値を高め、持続的なまちづくりを推進するための遠州の小京都リノベーション推進計画の策定に取り組んでまいります。

また、主要な継続事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策事業、ワクチン接種事業につきましては、引き続き状況を注視しながら取り組んでいくとともに、ふるさと納税推進事業、地域おこし協力隊や移住コーディネーター活動事業、小・中学校での情報教育及び英語教育推進、子ども医療費助成事業、乳幼児一時預かり事業、また、国の防災・安全交付金を活用した橋梁長寿命化事業、舗装修繕事業や、公共施設等の老朽化対策、加えて町独自の施策といたしまして、住もうよ森町新婚さん応援金、遠州の小京都推進事業、森っ子出産祝い金、新田赤松線の整備促進、そして、森町病院経営支援の繰出金等について、引き続き取り組むべきものと考えており、議員ご指摘のとおりスピード感に配慮しつつ進めてまいりたいと考えております。

なお、繰り返しになりますが、今後、具体的な予算編成作業に入っていく段階でございますので、これらの内容の変更等もあらうかと思いますが、その点につきましてはご理解いただきたいと思っております。

次に、「町長と語る会の再開について」申し上げます。

第9次森町総合計画が目指すまちづくりの基本理念の1つとして、「対話」（信頼の構築）がございます。内容を申しますと、1点目は「町民と行政の信頼関係をつなぎ、様々な場面での「対話」によって、町民が声を出し、自らも参加する、きめ細やかなまちづくりが進む。」、2点目は「森町に住まい、学び、働く、様々な立場の人々、さらには個性を持った各地域との「対話」を続けながら、

さらに深い信頼関係が生まれていく」、としております。この基本理念に基づき、語る会を開催しております。

また、第2期森町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「『安心』をつくる～“森”との共生～」を基本目標4に掲げ、「町民活動・地域活動の活性化と効率的な行政経営」を施策の展開方向とし、協働を基礎とした行政運営や町民とのコミュニケーションの充実を図るため、公聴・広報活動に努め、森町の良さをアピールできる情報発信を進めています。

ご質問をいただきました「町長と語る会」でございますが、近年の開催状況と今年度の計画、次年度以降の開催の考え方についてお答えさせていただきます。

私は就任以来、町民との対話による「語る会」を町内各地区で開催してきました。平成29年度は「町長と語る会」を町内6地区で開催し、「本格始動！心とらぐ町づくり」をテーマに、各地区から選出された代表者6人から地域の実情を踏まえたご意見やご要望を、「第9次森町総合計画」に掲げる6つの基本の柱に沿って発表していただきました。延べ425人の町民の皆さまが参加し、36人の方から88件に及ぶ貴重なご意見をいただきました。活発な意見交換ができた反面、発言者の時間調整が難しく、多くの人の意見を聞くことができない。また、発言していただく代表者を選考するため、地区役員の負担が大きいなど課題が残りました。

平成30年度から2年間は手上げ方式とし、開催を希望する町内会に対し、町3役に加え、役場幹部がチームをつくり、町長を交えてこれからの森町について語り合う「森町を語る会」を開催いたしました。平成30年度は、「みんなで語ろう！森町の未来」をテーマに7会場9町内会で開催し、地域課題の解決や活性化策のほか、これからの森町について意見交換が行われました。令和元年度も同様の形で開催し、3会場3町内会で実施いたしました。平成29年度の地区単位の開催より、小規模の町内会単位で開催することで、各地域の実情や課題がより細やかに把握することができました。しかしそ

の反面、いただいた意見が町内会の要望に偏りがちになってしまい、森町の未来についての語り合いが十分に達成できなかった点が課題として残りました。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席者を町内6地区、各地区連絡協議会の会長・副会長に限定させていただき、町側も少人数の出席者としたうえで、令和3年1月15日に町民生活センターで開催いたしました。出席者からはコロナ禍における各地区活動の現状を紹介していただいた後、感染症対策や今後のあり方などについて意見をいただきました。

これら各年度に実施しました語る会の内容につきましては、各年度とも広報もりまちに特集にて掲載し、町民に対し周知を行ってきたところでございます。

本年度の計画でございますが、昨年度開催した語る会の中で、「もっと若い人の意見を聴きたい。現役の子育て世代の人が参加する会の開催を。」とのご意見をいただいておりますことから、子育て世代を代表する皆さまと語り合う座談会を予定しております。開催は中学校区ごとの2回で、森中学校区が年明けの1月21日、旭が丘中学校区が年明けの1月25日で、両日ともに文化会館で開催を予定しております。今回のテーマは、「子育て世代に魅力的なまちづくり」とし、子育て世代を代表する皆様として、各幼稚園や小中学校PTA、子育てグループから出席者を選定していただくとともに、主任児童委員にも出席していただき、出席者の皆さまからご意見・ご提案等を伺い、意見交換を行う予定でおります。

次年度以降につきましては、コロナウイルスの感染状況を勘案し、開催時期や開催形式を検討したうえで、実施していくことを考えております。現時点では、以前のような大勢の町民の皆さまにご参加いただく形での開催は、すぐに実施することは難しいかと思っておりますが、町民の皆さまとの対話や直接声を聴く機会として、語る会は重要なものであると考えておりますので、実施につきまして研究、検討を行ってまいります。

加えまして、議員ご提案のITの活用でございますが、コロナ禍で急速に普及いたしましたウェブによるオンラインミーティング形式の開催などが考えられるものでございますが、現状では、IT利用に対してストレスなく利用できる町民に限定されてしまうこともあり、ITを活用したさまざまな取組や開催手法などについては、引き続き研究、検討を行うとともに、語る会以外の場でも積極的に町民の意見をキャッチアップできる取組についても研究、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) まず、来年度の骨子はということで質問させていただきましたが、お話ありましたようにこれからの予算編成、概略ということでいただきました。骨子とは物事を形作る重要な部分という意味で、文字どおり骨の部分ということで、政策で言えば重点課題、重点取組かと思えます。そういった形で来年どういうことを町長が考えておられるのかというのが大変興味ありまして、質問させていただきました。これについては、来年の3月議会にてどのような形で上程されてくるか、大変興味を持ってまた楽しみにしておりますので、またそのときに詳細については詳しくいろいろ質問させていただきたいなと思えます。

冒頭にて少し述べさせていただいたとおり、やはりここ一年コロナの対策で国や県からの指示による施策については、職員の皆さまは本当に迅速に対応されてこられたなと拝見しております。例えば特別定額給付金の給付については、99.9パーセントの方に給付され、辞退された方を除けば、もう100パーセントと言ってよいかなと思えます。また、新型コロナ感染症対策、地方創生臨時交付金を積極的に活用し、休業要請協力金事業やGIGAスクール構想への支援事業、学校や病院や公民館等の公共施設への感染防止対策事業、事業者への利子補給や感染防止対策支援事業等、さまざまところで多くの事業が進められたことは大変よかったなと思っております。

このことを振り返ってみますと、森町の職員の皆さまは本当に目的や方向性が明確になっていれば、すごい力とチームワークを発揮することができるんだなど、そのように感じておりました。裏返せば、こういった国や県の指示だけでなく、やはり町長がこういうことをやりたい、こういうことをやっていこうという明確な方針が出せれば、同様に職員の皆さんも一丸となってそういった施策に進んでいけるのかなと思っております。

先ほど来より、他の方の一般質問の中でもいろいろ出ておりましたけれども、大きく言うと、やっぱり全然やっていないというわけじゃなくて、そのスピード感をもう少し早めていただきたい。ギアをもう一つ上げていただきたいとか、そういった思いがそれぞれの議員の中であったのではないかなと思います。行政の施策ということで、なかなか難しい面があるかと思いますが、私もぜひそういったスピードアップについては、期待をしたいと思っております。

骨子についてですけれども、詳細はまだということでありましたけれども、どれももちろん森町にとっては大事な施策ということは理解しますけれども、やはり子育て、子供に対するそういったより一層の事業の推進。それから、大きく言うと森町の魅力創出事業、そういったところ。それと、やはり移住定住。そういったところが、あえて言うならば大きな柱で進んでいくのかなと、個人的には解釈をしております。特に、この遠州の小京都まちづくりリノベーション事業計画は、ようやくと言うと失礼ですけれども、平成30年からの魅力創出事業に始まって、本格的に動き出したなということで、ぜひこちらもスピードを上げて良い結果になっていただければなと思います。説明も先ほど来より伺ってきましたけれども、これも本当それこそやり方次第で、遠州の小京都森町のこの素材というのを生かせば、本当に大化けする可能性もあると思いますので、ぜひこれは大化けさせてほしいなと思います。我々町民も、もちろん協力するときは協力しますので、そんなところも感じました。進め方に

については、全庁的にやった方がいいのか、何か専任的なことでやっていいのかというのは効果を確認しながらということでありましたけれども、一つ最初のところはやはり、全庁的にベクトル合わせをするという意味では、まず全庁でスタートするのはいい方法かなと思ったりもします。

その中で褒めてばかりですけれども、一つ質問させていただきたいと思います。全体の中では骨子ということで、こういう形で動いていくんだなということが感じましたけれども、自分も北部の人間として、少し北部の政策について、何かもう少し期待できるものがあつたらなと思うのですけれども。北部の生活の基盤とか、安心して暮らせる、そういった例えばインフラ面とかそういったことについて、何か大枠でもいいんですけれども、北部はこのように感じているみたいなきっかけがありましたら、お願いしたいと思います。

議 長
町 長

(中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 岡戸議員から、北部についてどういう政策を考えているかというご質問でございますが、おっしゃられたように生活基盤の維持拡充ということが、一番の根本になろうかと思えます。これまで今日の答弁の中でも申し上げましたけれども、例えば情報インフラの整備として、光回線、光ファイバの整備も行いました。また、生活基盤、道路基盤のインフラ整備につきましても、主には主要幹線道路は県道となりますけれども、県に対して毎年それぞれの路線ごとに規制同盟会を通じて整備促進を働きかけておりますし、また森町は森町として単独で町内の県事業について要望をさせていただいております。そういった道路整備、また辺地債を活用した辺地対策事業についても、今議会でも提案をさせていただいておりますように、引き続き有利な制度を使って北部地域の道路網の整備、生活環境の上昇に努めてまいりたいと思っております。それ以上の具体的なことについては差し控えさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

議 長

(中根幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡 戸 章 夫 君) 了解しました。

それから、この質問の中に町独自の施策はというような表現をさせていただいたんですけれども、コロナ対策というのはこの自治体も大枠同じようなことだと思しますので、やっぱりそこで独自の政策ということが、そういったコロナのところを離れた中でもやっぱり必要かなと思っております。これ独自の政策になぜこだわるといふか、聞いているかというのと、やっぱりそれは独自ということは、その森町に対しての付加価値を上げる、そういうことだと思うのです。言葉を言い換えれば魅力とか、そういったことにも同義語かと思っておりますけれども、政策によってそういった付加価値を高めていただくことによって、外部への人口の流出が止まったり、逆に移住定住に繋がったりする。そういった意味で、これも先ほど来より一般質問されて議論されてきましたけれども、総合すれば、そういった森町により付加価値をつけていきたいと、そういうことに繋がるのかなと思ったりしております。

そこで、いろんなやりたい事業、こういうことやりたい、ああいうことをやりたいと言っても、やはりそこは限られた予算の中でやっていかなければいけないので、非常に皆さんご苦労されているかと思うのですが、そのような中で、令和4年度の内閣府の重点施策というのが公表されております。今の段階では要求段階かと思っておりますけれども、これも国で言えば骨子みたいなところですが、ちょっと見てみましたら、6つほど大きな柱が出ていました。一つ目は、経済の好循環と、経済財政一体改革のさらなる推進。二つ目に、グリーン社会の実現、デジタル化の加速とイノベーションの推進。三つ目に、日本全体を元気にする活力ある地方づくり。それから、四つ目は未来を担う子供の安全安心の確保や女性の活躍の実現。孤独、孤立対策等。それから五つ目、安全で安心な暮らしの実現と、経済社会の基盤確保。六つ目、行政の共通基盤の整備と、こんな形でやがてこれが決定されれば、下りてくるかと思っております。実際、中身はすごく細かくいろんな形で要求項目があるんですけれ

ども、パラッとめくった中で少し興味があったといいますか、こういうことができる、こういうこともやろうとしているんだなというのがあったので、ちょっと紹介させていただきます。

日本全体を元気にする活力ある地方づくりというところで、高校生の地域留学の推進のための高校魅力化推進事業というのがあります。地方公共団体と高等学校等が連携し、全国から高校生が集まるような高等学校の魅力化を進めることにより、高校生の地域留学を推進するための取組を支援するというような、この新しい事業が提案というか、出されてきています。何を言いたいかという、普通こういう事業がやりたいので、これにあたる交付金はないかなということいろいろ皆さん探されて、これを使おうというようなそういう考え方でやられていると思うのですけれども、逆に、いろんなこういった内容を見ていて、こういう制度があるならこういうこともできそうだよと。逆引きみたいな形の見方をして施策を考えていくのも、これも一つの手じゃないかなと思うのですけれども。実際のところ、そういったことはされたことがあるのか。そこら辺どのように予算の財源の確保でやっておられるのか、少しお聞かせください。

議長 (中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。ただ今の岡戸議員のご質問にお答えをいたします。先ほど内閣府の重点施策の事業の紹介をしていただいた中で、さまざま新たなメニューが登場してきた。そういった中で、財源措置を伴う施策について応用して、森町独自の事業化ができるようなものに繋がられているかというご質問かと思っております。

これにつきましては、確かに国の推進の施策の中に、さまざまな今回政策ワードというのがございます。デジタルであるとか、グリーン、あるいは地方創生、国土強靱化とか、子供子育て等々並んでいるということでございまして、当然予算編成会議におきましても、国の動き、国における事業の方向性について資料等を添付をさせて

いただいて、各課へ事業の方向性について今一度確認をするように指示を出しております。

そういった中で、森町についてはこういうものが該当できるんじゃないかと、そういったものがある場合には、予算ヒアリングを通してそれが事業化に結びつくという場合もありますでしょうし、予算査定のヒアリングの時期では、国におきましても事業概要が固まっておりませんので、そういったところで結果的に保留になってしまうと、そういった事業も実際としてはございます。ですので、現時点におきましては、国あるいは県の情報等を収集しながら、予算編成の作業を今しているという途中でございますので、ご理解をお願いをしたいと思っております。以上です。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) それともう一つ目に留まったのは、先ほど来空き家の活用とかについて議論、質問を川岸議員がされていましたがけれども、なかなかそういったところにも予算立てするのは難しいと思うのですけれども、今の同じく内閣府の中で、地方創生テレワーク交付金というのがありまして、地方でテレワークを活用することによる転職なき移住を実現するため、サテライトオフィスの整備、利用、促進等を推進する地方公共団体の取組を支援すると、このような項目も新規で出てきています。ですので、単に空き家とかを店舗にするとかというと、先ほど課長の説明にもあったように、なかなかハードルが高かったり、方向性を示すのに難しいというようなことも言われていましたけれども、こういった目的をサテライトオフィスにするために、ここの空き家をこのようにリノベーションしますという形で何か活用ができれば、また新たな展開もできるんじゃないかなと思いますので、そういったことも少しまた検討する機会がありましたら、ちょっと頭に入れていただきたいと思います。

それと、同じく内閣府の、今度は税制改正に関する内閣府の主要望のポイントということで、こちらも地方の推進であるとか、民間

資金等活用事業の推進であるとか、そういったことに関して税制改正の要望が出されています。こういった税制の優遇処置というのか、今までもいろんな特例措置等があるんですけども、なかなかそれが活用されていないので、さらに特例措置の拡充要望みたいな形で出ているものもあります。例えば、BOT方式により整備される公共施設等に係る地方税の特例措置の拡充要望ということで、こちら辺も公共施設ということであれば、少し関連して使えるものがあれば面白いかなと思ったりもします。それとか、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長、ちょっと長い名称で出ているんですけども。ゲストハウスの運営であるとか、例ですと直売場等の運営とか、いろんなこういったところにかかる特例を2年間延長するとかいうことも出ていますので、こういう延長されている間にいろんな制度を活用するのも一ついいのかなと思ったりもしました。

ですので、もちろん企画財政課さんを中心として、いろんな財源の確保について研究されておるとおもいますが、引き続き来年度の予算につきまして、いろんな角度から検討していただいて、事業の推進をお願いしたいなと思います。骨子については、以上で了解いたしました。

次に、町長と語る会についての再質問をさせていただきます。

ちょうど今日の静岡新聞を見ていたら、ヤマハの社長さん、中谷卓也さんという方が窓辺というコラムに、同じように会社の社長さんですけども対話をやってみたというようなコラムが掲載されていて、「やはり我々経営陣が、まず傾聴の姿勢を学ぶということだ。いくら自由に発言していいと言われても、従業員には遠慮がある。逆に、勇気を出して語り始めても、途中で遮られたら二度と発言しようとは思わなくなる。」とか、そのような言葉も書いてあります。

これも、町長の語る会でも同じことだなと思います。もちろん、我々議員もいろんな場で町民の方と意見を交換したりする場もあるので、これは町長だけではなくて、我々も同じ立場でございます。

ときには、やっぱり我々も、議員何やっているんだとか、どうなっているんだとか、町民の方の非常に厳しい意見を聞くこともありますけれども、町長もおそらく同じだろうと思います。良いことを言う町民はなかなか少ないと思いますので、厳しい意見を聞くことが多いのかなと思います。やはり、先ほど町長自らも言われていたとおり、幅広く皆さんの意見を聞くということは大切かなと思います。

それで、地区の人たちが一堂に集まって意見を聞くという町長スタイルの町長と語る会は、このところできなかつたですけれども、対象を絞ってといいますか、そういった形で継続をされてきているということで、それはそれで大切なことかなと思っております。1月早々からまた始める、やりたいということがありましたので、もう質問するあれはなかつたのですけれども、私も従来より、若い世代、やっぱり子育て世代とかの声をもっと聞いてほしいなという思いを持っていました。ちょうどそれが今回答で出られたので、考え方が相通じるものがあつたのかなと思ったりもします。やはり我々もそんなに先が長いわけでもなくて、やはり森町を背負って立つのは若い世代ですので、もちろん高齢者の施策も大切ですが、やはり若い世代の意見もどんどん取り入れていただけて、施策に反映させていただきたいなと思っております。

それで、この1月からやるということですが、全員の意見を聞くということはやはりできないと思うので、どういった公募でやるのか。一応学区でということではありますけれども、そこら辺少し教えていただきたいと思っております。

議 長
企画財政
課 長

（ 中 根 幸 男 君 ） 佐藤企画財政課長。

（ 佐 藤 嘉 彦 君 ） 企画財政課長です。ただ今の岡戸議員のご質問にお答えをいたします。

令和3年度の森町を語る会の関係でございますが、これにつきましては、いわゆる子育て世代を代表する皆さまということで、出席者を検討をさせていただいたところでありまして、具体的に申しますと、幼稚園、それから小学校・中学校のPTAに推薦をしていただ

いて、人選をしていただくと。その方に当日お越しになっていただ
いて、意見等を発言をしていただくとということで、中学校区単位で
行います。森中学校区につきましては、天方幼稚園、森幼稚園、森
小学校、森中学校のPTAの皆さまに、アクティ母親クラブ、それ
から主任児童委員ということで、合計で14名の方に出席をいただき
たいと考えているところでもあります。そして、旭が丘中学校区につ
きましては、一宮幼稚園、園田幼稚園、飯田幼稚園、それから宮園
小、飯田小、旭が丘中学校のPTAの皆さまに、アクティ母親クラ
ブと民生委員、主任児童委員を合わせた合計16名の方に出席をお願
いをしているところでございます。

テーマにつきましては、先ほど町長答弁もございましたが、子育
て世代に魅力的なまちづくりということで、まず一通り団体の代表
の方にご意見あるいはご提案を発言をしていただいて、その後に町
長との意見交換会に移るという形で現在計画をしているというところ
でございます。以上です。

議 長 (中根 幸男 君) 6 番、岡戸章夫君。

6 番議員 (岡戸章夫 君) 従来の語る会もそうでしたけれども、ある
程度事前にテーマがはっきりしていると、発表者とか、そこで出席
者の方も非常に話に入っていくやすいと思いますので、そこら辺の
テーマ、進め方、そういったところもぜひ考えていただきたいなど
思っております。

今回このタイミングで聞いたのは、やはり冒頭で言ったように町
長2期目の折り返し地点だということで、ギアをまた一つ上げてい
ただきたいというのもあるし、やはり一般の方としては、部分的に
はやってこられたけれども、ちょっと止まっちゃったのでという声
もちらほら聞いておりますので、またぜひ若い世代、子育て世代は
もちろんそうですけれども、またいろんな機会に町長に町民との対
話をしていただいて、それを受けて、さらにそれ以降の3期とか4
期とか、もし意欲があるようであればそういったところにどんどん
政策を結びつけていって、行政の政策って5年計画とか10年計画と

か、中々短期というよりは中長期にかかるところが多いので、そう
いったところの政策に結びつけていただきたいなという思いで、ど
うなっているのかなというところで質問させていただきました。い
ろんな方の声を聞いていただければ、それを根拠、背景に、次の政
策についても自信を持って取り組めると思います。あまり僕好きな
言葉じゃないんですけども、町民の方からそういった語る会とか
をやると、ガス抜きだとか、アリバイ作りだとか、そういったこと
を揶揄する人たちも中には居るんです。あまり僕はそういった言葉
は好きじゃないんですけども、いろんな意見を聞くというのは、
非常に大事な事かなと思っております。

もう時間もあれですので、最後にお伺いします。今年もあとわず
かとなってきましたけれども、最後に来年に向けて町長の抱負とか、
今年の反省とかも踏まえて来年はこうしていきたいというような抱
負等がありましたら、最後に伺いたいと思います。町政を預かって
いるトップとしてです。

議 長 (中根 幸男 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田 康雄 君) 岡戸議員から、今年も残り少なくなってきたが来年に向けての抱負はどうかということでございますが、いつ
も12月の仕事納めの式があり、また1月の最初に仕事始めの式があ
るのですが、職員にも話すことは、我々の仕事は年度単位で動いて
います。ですので、4月スタートの3月終了。それが1年の単位で
す。それは仕事の業務の1年であって、それを個々の人生といいま
すか、生活に置き換えれば1年のスタートは元旦であり、また終了
は大晦日であるというようなことをお話ししていますけども、そう
いった意味で言いますと、今は業務としては、まだ令和3年度、今
月が終わっても3か月を残し、いよいよ今年度の最後のまとめの時
期になるわけですが、では来年と言っていいのか、来年度と言って
いいのか難しいところですが、来年ということでしたので、新しい
年を迎えるにあたってどう考えているかということですけども、や
はり常々考えていることは、いつも前向きに、森町を良くするため

に何が良いことなのか、何をすべきことなのか、そのことを最優先に考えていきたいと思っております。ですので、新しい年を迎えるにあたって、今年反省をしながら、新しい年が森町にとって、また森町の町民にとってより良い年となるように努めてまいりたいと考えております。それが、ひいては私にとっての良い年になるということであると思っております。

個々の具体的な事業につきましてはお答えするものではありませんけれども、取りかかっているものにつきましては、先ほど来スピード感を持ってということ、あるいは大化けを期待しているというお言葉もいただいております。それは、議員の皆さまの期待であるというように受けとめております。ただし、スピード感というのがそれぞれ感じ方が違うものでありますし、行政には行政のスピード感がございますので、その点は皆さまの思うスピードと違うスピードかもしれませんけれども、そここのところもご理解をいただきながら、より議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまに理解をしていただけるような業務の進め方で取り組んでまいりたいと思っております。

議長 (中根 幸男 君) 本日の日程は、全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

1 2月21日午前9時30分、本会議を開き、委員長報告及び議案に対する討論・採決を行います。

本日は、これで散会します。

(午後 4時24分 散会)